令和3年度改正(案)	令和2年度(現行)
観光振興事業費補助金交付要綱(FAST TRAVEL 推進支援事業・公共交通利用環境の革新等事業・観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業・歴史的観光資源高質化支援事業・ <del>シェアサイクル導入促進事業・</del> 観光地域振興無電柱化推進事業・先進的なサイクリング環境整備事業・古民家等観光資源化支援事業・「道の駅」インバウンド対応拠点化整備事業)	観光振興事業費補助金交付要綱(FAST TRAVEL 推進支援事業・公共交通利用環境の革新等事業・観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業・歴史的観光資源高質化支援事業・シェアサイクル導入促進事業・観光地域振興無電柱化推進事業・先進的なサイクリング環境整備事業・古民家等観光資源化支援事業・「道の駅」インバウンド対応拠点化整備事業)
平成30年3月28日 国総支第61号 国鉄総第324号 国自旅第293号 国海内第186号 国港総第596号 国空事第1071号 国空業第164号 観参第293号	平成30年3月28日 国総支第61号 国鉄総第324号 国自旅第293号 国海内第186号 国港総第596号 国空事第1071号
平成31年4月2日 国総事第96号 国総支第53号 国都街第121号 国都景歴第116号 国道総第529号	国空業第164号 国空業第164号 観参第293号 平成31年4月2日 国総事第96号 国総支第53号 国都街第121号 国都景歷第116号 国道総第529号 国道企第93号
国住市第129号 国住市第129号 国鉄総第426号 国鉄都第199号 国鉄事第391号 国鉄施第314号 国自旅第314号 国海内第249号 国海外第413号 国港総第698号	国鉄総第426号 国鉄都第199号 国鉄事第391号 国鉄施第314号 国自旅第314号 国海内第249号 国海外第413号 国港総第698号
国空事第1744号 国官参空第82号 観参第817号 国官総第385号 令和2年3月31日 国総地第67号 国総七第26号 国総物第690号 国総事第77号 国都街第106号	国空事第1744号 国官参空第82号 観参第817号 国官総第385号 令和2年3月31日 国総地第67号 国総 モ第26号 国総物第690号 国総事第77号

国道総第469号 国道企第108号	国道総第469号 国道企第108号
国道総第469号 国道企第108号 国住市第104号 国鉄総第467号	国道総第469号 国道企第108号 国住市第104号 国鉄総第467号 国鉄都第226号
	国鉄都第226号 国鉄事第434号
国 国 事第434号 国 国 事第315号 国自 高 国 自 所 第301号 国 海 内 第119号 国 海 外 第277号 国 四 四 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	国鉄事第 4 3 4 号 国鉄施第 3 1 5 号 国自旅第 3 0 1 号 国海内第 1 1 9 号
国海内第119号	国海内第 1 1 9 号 国海外第 2 7 7 号
	国港経第681号
国官参空第 9 9 号 観参第 1 2 2 8 号 国官総第 2 5 1 号	国信総第0017 国官参空第99号 観参第1228号 国官総第251号
令和2年11月5日 国総地第75号	令和2年11月5日 国総地第75号
国総七第 7 3 号 国総 4 第 7 3 号 国 8 4 第 7 3 号 日 8 4 3	国総七弟 / 3 号 国総物第 1 2 5 号
国総事第31号 国都街第75号	国総事第31号 国都街第75号
本の	日総第231号   令和2年11月5日 国総地第75号   国総モ第73号   国総物第125号   国総事第31号   国都景歴第62号   国道総第230号
国位证券 0 3 7   国位证券 7 8 号	国 住 市 第 7 8 号
国鉄総第269号 国鉄都第118号	
国鉄事第310号 国鉄施第205号 国自旅第259号 国海内第171号	国件事第310号
国自旅第259号 国海内第171号	国鉄施第205号 国
国海外第172号 国海外第172号 国港総第400号	国海外第 1 7 2 号 国海外第 1 7 2 号 国港総第 4 0 0 号
国空総第661号	国空総第661号 国空総第661号 観参第778号 国官総第121号
観参第778号 国官総第121号 今和3年3月24日 国総地第108号	国官総第121号
令和3年3月24日 国総地第108号 国総モ第98号	
国総物第159号 国総事第67号 国都街第123号	
国都街第123号 国都景歷第103号	

## 目次

- 第1章 共通事項(第1条-第3条)
- 第2章 FAST TRAVEL 推進支援事業 (第4条-第25条)
- 第3章 公共交通利用環境の革新等事業 (第26条-第29条)
- 第4章 観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業(第30条-第33条)
- 第5章 歷史的観光資源高質化支援事業(第34条-第53条)
- 第6章 <u>(削除) シェアサイクル導入促進事業 (第54条-第56条)</u>
- 第7章 観光地域振興無電柱化推進事業 (第57条-第72条)
- 第8章 先進的なサイクリング環境整備事業(第73条-第76条)
- 第9章 古民家等観光資源化支援事業 (第77条-79条)
- 第10章 「道の駅」インバウンド対応拠点化整備事業 (第80条-第83条)

## 第1章 共通事項

(通則)

第1条 観光振興事業費補助金(FAST TRAVEL 推進支援事業・公共交通利用環境の革新等事業・観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業・歴史的観光資源高質化支援事業・<del>シェアサイクル導入促進事業・</del>観光地域振興無電柱化推進事業・先進的なサイクリング環境整備事業・古民家等観光資源化支援事業・「道の駅」インバウンド対応拠点化整備事業)(以下「補助金」という。)の交付については、予

## 目次

- 第1章 共通事項(第1条-第3条)
- 第2章 FAST TRAVEL 推進支援事業 (第4条-第25条)
- 第3章 公共交通利用環境の革新等事業 (第26条-第29条)
- 第4章 観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業(第30条-第33条)
- 第5章 歴史的観光資源高質化支援事業 (第34条-第53条)
- 第6章 <u>シェアサイクル導入促進事業(第54条-第56条)</u>
- 第7章 観光地域振興無電柱化推進事業 (第57条-第72条)
- 第8章 先進的なサイクリング環境整備事業(第73条-第76条)
- 第9章 古民家等観光資源化支援事業(第77条-79条)
- 第10章 「道の駅」インバウンド対応拠点化整備事業 (第80条-第83条)

# 第1章 共通事項

(通則)

第1条 観光振興事業費補助金(FAST TRAVEL 推進支援事業・公共交通利用環境の革新等事業・観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業・歴史的観光資源高質化支援事業・<u>シェアサイクル導入促進事業・</u>観光地域振興無電柱化推進事業・先進的なサイクリング環境整備事業・古民家等観光資源化支援事業・「道の駅」インバウンド対応拠点化整備事業)(以下「補助金」という。)の交付については、予

算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

- 第2条 この補助金は、「観光先進国」の実現に向けて、ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備を図るため、以下に掲げる事業を対象として補助金の交付を行うことにより、旅行環境整備を行うための対策を促進することを目的とする。
  - ー 世界最高水準の空港利用者サービスを提供するため、先端技術の活用等により、旅客が行う諸手続きや空港内の動線を一気通貫で高度化する事業(以下「FAST TRAVEL 推進支援事業」という。)
  - 二 我が国へのゲートウェイとなる空港・港湾から、訪日外国人旅行者の来訪が特に多い又はその見込みがあるものとして観光庁が指定する市区町村(以下「指定市区町村」という。)に係る観光地(以下「特定観光地」という。)に至るまでの公共交通事業者等の事業に係る交通サービス(外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律(平成9年法律第91号)第8条第1項により観光庁長官が指定した区間に係るもの及びこれと一体となって利用環境を刷新することが効果的と考えられるものに限る。)の利用環境を刷新するため、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い取組等を一体的に進める事業又は利用者にとっての最適経路による移動手段と観光サービスを一括して提供することで特定観光地における周遊を促す事業(以下「公共交通利用環境の革新等事業」という。)
  - 三 特定観光地において、公共交通機関の駅等から個々の観光スポットに至るまでの散策エリアにおける「まちあるき」の満足度の向上を図るため、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い取組等を一体的に進める事業(以下「観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業」という。)
  - 四 特定観光地における観光の核となる歴史的建造物を含めた歴史的なまちなみ全体の質を向上させる事業(以下「歴史的資源高質化支援事業」という。)
  - 五 特定観光地における移動手段の提供のため、シェアサイクルの導入を支援する事業(以下「シェアサイクル導入促進事業」という。)(削除)
  - 六 特定観光地における観光による地域振興に向けた無電柱化の推進を図るため、 電線管理者が実施する無電柱化等を支援する事業(以下「観光地域振興無電柱化 推進事業」という。)
  - 七 特定観光地と連携したサイクルツーリズムの推進を図るため、訪日外国人旅行者に対応したサイクリング環境の整備を支援する事業(以下「先進的なサイクリング環境整備事業」という。)
  - 八 特定観光地における観光的財産として既に活用されている古民家等の歴史的 建築物について、訪日外国人旅行者の受け入れ体制を強化するための取組を支 援する事業(以下「古民家等観光資源化支援事業」という。)

算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

- 第2条 この補助金は、「観光先進国」の実現に向けて、ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備を図るため、以下に掲げる事業を対象として補助金の交付を行うことにより、旅行環境整備を行うための対策を促進することを目的とする。
  - 一 世界最高水準の空港利用者サービスを提供するため、先端技術の活用等により、旅客が行う諸手続きや空港内の動線を一気通貫で高度化する事業(以下「FAST TRAVEL推進支援事業」という。)
  - 二 我が国へのゲートウェイとなる空港・港湾から、訪日外国人旅行者の来訪が特に多い又はその見込みがあるものとして観光庁が指定する市区町村(以下「指定市区町村」という。)に係る観光地(以下「特定観光地」という。)に至るまでの公共交通事業者等の事業に係る交通サービス(外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律(平成9年法律第91号)第8条第1項により観光庁長官が指定した区間に係るもの及びこれと一体となって利用環境を刷新することが効果的と考えられるものに限る。)の利用環境を刷新するため、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い取組等を一体的に進める事業又は利用者にとっての最適経路による移動手段と観光サービスを一括して提供することで特定観光地における周遊を促す事業(以下「公共交通利用環境の革新等事業」という。)
  - 三 特定観光地において、公共交通機関の駅等から個々の観光スポットに至るまでの散策エリアにおける「まちあるき」の満足度の向上を図るため、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い取組等を一体的に進める事業(以下「観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業」という。)
  - 四 特定観光地における観光の核となる歴史的建造物を含めた歴史的なまちなみ全体の質を向上させる事業(以下「歴史的資源高質化支援事業」という。)
  - <u>五</u>特定観光地における移動手段の提供のため、シェアサイクルの導入を支援する 事業(以下「シェアサイクル導入促進事業」という。)
  - 六 特定観光地における観光による地域振興に向けた無電柱化の推進を図るため、 電線管理者が実施する無電柱化等を支援する事業(以下「観光地域振興無電柱化 推進事業」という。)
  - 七 特定観光地と連携したサイクルツーリズムの推進を図るため、訪日外国人旅行者に対応したサイクリング環境の整備を支援する事業(以下「先進的なサイクリング環境整備事業」という。)
  - 八 特定観光地における観光的財産として既に活用されている古民家等の歴史的 建築物について、訪日外国人旅行者の受け入れ体制を強化するための取組を支援 する事業(以下「古民家等観光資源化支援事業」という。)

九 訪日外国人旅行者の来訪が特に多い若しくはその見込みがある、又は地域、民間事業者との連携等により訪日外国人旅行者の誘客に高い効果が見込まれる意欲的な取組が行われている若しくはその予定がある「道の駅」において、レンタカーを利用する訪日外国人旅行者のニーズが特に高い取組等を一体的に進める事業(以下「「道の駅」インバウンド対応拠点化整備事業」という。)

### (定義)

- 第3条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
  - 一 「公共交通事業者等」とは、次に掲げる者をいう。
    - イ 鉄道事業法 (昭和61年法律第92号) による鉄道事業者 (旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。) 及び索道事業者並びに索道施設を所有する者
    - ロ 軌道法 (大正10年法律第76号) による軌道経営者 (旅客の運送を行うものに限る。)
    - ハ 道路運送法 (昭和26年法律第183号) による一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者(道路運送法施行規則第49条第1号に定める市町村運営有償運送(「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について」(平成18年9月15日付け国自旅第141号)1①に定める「交通空白輸送」に限る。)若しくは同条第2号に定める交通空白地有償運送であって乗合旅客の運送に係るものに限る。)並びにこれらの者に車両を貸与する者
    - ニ 道路運送法第80条第1項の許可を受けた者
    - ホ 自動車ターミナル法 (昭和34年法律第136号) によるバスターミナル事業を営む者
    - ヘ タクシー業務適正化特別措置法 (昭和45年法律第75号) による適正化事業実施機関
    - ト 超小型モビリティの導入を行う地方公共団体(地方自治法(昭和22年法律 第67号)第1条の3に定める都道府県、市町村又は特別区)、民間事業者(法 人格を有するものに限る。)又は地方公共団体、民間事業者等により構成され る協議会
    - チ 海上運送法 (昭和24年法律第187号) 第2条第5項に規定する一般旅客 定期航路事業 (本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。) を 営む者、同法第20条第2項に規定する人の運送をする不定期航路事業 (本邦 の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間におけるもの を除く。) を営む者及び同法第21条第1項に規定する旅客不定期航路事業を 営む者並びにこれらの者に船舶を貸与する者
    - リ 港湾法 (昭和25年法律第218号)第2条第5項第7号に規定する旅客施 設を設置し又は管理する者
    - ヌ 関係する地方公共団体(港務局を含む。)、地方整備局、北海道開発局若しく

九 訪日外国人旅行者の来訪が特に多い若しくはその見込みがある、又は地域、民間事業者との連携等により訪日外国人旅行者の誘客に高い効果が見込まれる意欲的な取組が行われている若しくはその予定がある「道の駅」において、レンタカーを利用する訪日外国人旅行者のニーズが特に高い取組等を一体的に進める事業(以下「「道の駅」インバウンド対応拠点化整備事業」という。)

# (定義)

- 第3条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
  - 一 「公共交通事業者等」とは、次に掲げる者をいう。
    - イ 鉄道事業法 (昭和61年法律第92号) による鉄道事業者 (旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。) 及び索道事業者並びに索道施設を所有する者
    - ロ 軌道法 (大正10年法律第76号) による軌道経営者 (旅客の運送を行うものに限る。)
    - ハ 道路運送法 (昭和26年法律第183号) による一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者(道路運送法施行規則第49条第1号に定める市町村運営有償運送(「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について」(平成18年9月15日付け国自旅第141号)1①に定める「交通空白輸送」に限る。) 若しくは同条第2号に定める交通空白地有償運送であって乗合旅客の運送に係るものに限る。) 並びにこれらの者に車両を貸与する者
    - ニ 道路運送法第80条第1項の許可を受けた者
    - ホ 自動車ターミナル法 (昭和34年法律第136号) によるバスターミナル事業を営む者
    - へ タクシー業務適正化特別措置法 (昭和45年法律第75号) による適正化事 業実施機関
    - ト 超小型モビリティの導入を行う地方公共団体(地方自治法(昭和22年法律 第67号)第1条の3に定める都道府県、市町村又は特別区)、民間事業者(法 人格を有するものに限る。)又は地方公共団体、民間事業者等により構成され る協議会
    - チ 海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第5項に規定する一般旅客 定期航路事業(本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。)を 営む者、同法第20条第2項に規定する人の運送をする不定期航路事業(本邦 の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間におけるもの を除く。)を営む者及び同法第21条第1項に規定する旅客不定期航路事業を 営む者並びにこれらの者に船舶を貸与する者
    - リ 港湾法 (昭和25年法律第218号)第2条第5項第7号に規定する旅客施 設を設置し又は管理する者
    - ヌ 関係する地方公共団体(港務局を含む。)、地方整備局、北海道開発局若しく

は沖縄総合事務局、訪日外国人旅行者を含む利用者の移動を円滑に行うための 二次交通の実情、その利用促進の取組に精通する者等によって構成される協議 会及び港湾管理者が港湾施設の管理等を適正かつ確実に行うことができると 認めた団体

- ル 航空法 (昭和27年法律第231号) による本邦航空運送事業者
- ヲ 航空旅客ターミナル施設を設置し又は管理する者
- ワ 空港法 (昭和31年法律第80号) 第14条第1項に規定する協議会
- カ 港湾又は空港の利用促進に取り組む地方公共団体(港務局を含む。)
- ヨ シェアサイクルやマイクロモビリティの貸出拠点を設置し、又は管理する 者
- タ 手ぶら観光カウンターを設置し、又は管理する者(国土交通省が手ぶら観光 共通ロゴマーク掲出の認定をした、又は認定する見込みがあるものに限る。)
- レ 上記の者で構成される団体
- 二 市区町村とは、市町村及び特別区をいう。

#### 第2章 FAST TRAVEL 推進支援事業

(事業実施計画の策定)

- 第4条 FAST TRAVEL 推進支援事業の実施に当たっては、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、神戸運輸監理部、地方航空局、沖縄総合事務局、関係省庁地方支分部局、都道府県及び関係事業者団体等を構成員とする地方ブロック毎に設置される会議(以下「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」という。)において、訪日外国人を受け入れる上での現状と課題、必要な施策を実施するための計画(以下「事業実施計画」という。)を策定し、当該計画を国土交通大臣(以下「大臣」という。)に提出しなければならない。
- 2 前項の事業実施計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 地方ブロックにおけるインバウンドを含む観光の現状(地方ブロック内の訪日外国人旅行者数、外国人延べ宿泊者数等を含む。)と課題
- 二 地方ブロックにおけるインバウンドを含む観光の見込み、新たな交通網の形成等
- 三 地方ブロックにおいて推進する観光施策
- 四 前号の観光施策を効果的に推進するため、実施しようとする事業
- 五 前号の事業の達成状況を図るための指標及び当該指標の目標
- 3 大臣は、提出された事業実施計画に対して、必要に応じ、次に掲げる観点から助 言した上で、国土交通省のホームページにおいて公表するものとする。
  - 一 事業実施計画が政府全体の観光施策と整合していること
  - 二 実施しようとする事業が合理的であること
- 4 第1項の事業実施計画を変更しようとするときは、大臣に提出しなければならない。この場合においては、前2項の規定を準用する。

は沖縄総合事務局、訪日外国人旅行者を含む利用者の移動を円滑に行うための 二次交通の実情、その利用促進の取組に精通する者等によって構成される協議 会及び港湾管理者が港湾施設の管理等を適正かつ確実に行うことができると 認めた団体

- ル 航空法 (昭和27年法律第231号) による本邦航空運送事業者
- ヲ 航空旅客ターミナル施設を設置し又は管理する者
- ワ 空港法(昭和31年法律第80号)第14条第1項に規定する協議会
- カ 港湾又は空港の利用促進に取り組む地方公共団体(港務局を含む。)
- ヨ シェアサイクルやマイクロモビリティの貸出拠点を設置し、又は管理する者
- タ 手ぶら観光カウンターを設置し、又は管理する者(国土交通省が手ぶら観光 共通ロゴマーク掲出の認定をした、又は認定する見込みがあるものに限る。)
- レ 上記の者で構成される団体
- 二 市区町村とは、市町村及び特別区をいう。

### 第2章 FAST TRAVEL 推進支援事業

(事業実施計画の策定)

- 第4条 FAST TRAVEL 推進支援事業の実施に当たっては、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、神戸運輸監理部、地方航空局、沖縄総合事務局、関係省庁地方支分部局、都道府県及び関係事業者団体等を構成員とする地方ブロック毎に設置される会議(以下「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」という。)において、訪日外国人を受け入れる上での現状と課題、必要な施策を実施するための計画(以下「事業実施計画」という。)を策定し、当該計画を国土交通大臣(以下「大臣」という。)に提出しなければならない。
- 2 前項の事業実施計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 地方ブロックにおけるインバウンドを含む観光の現状(地方ブロック内の訪日 外国人旅行者数、外国人延べ宿泊者数等を含む。) と課題
- 二 地方ブロックにおけるインバウンドを含む観光の見込み、新たな交通網の形成 等
- 三 地方ブロックにおいて推進する観光施策
- 四 前号の観光施策を効果的に推進するため、実施しようとする事業
- 五 前号の事業の達成状況を図るための指標及び当該指標の目標
- 3 大臣は、提出された事業実施計画に対して、必要に応じ、次に掲げる観点から助 言した上で、国土交通省のホームページにおいて公表するものとする。
  - 一 事業実施計画が政府全体の観光施策と整合していること
  - 二 実施しようとする事業が合理的であること
- 4 第1項の事業実施計画を変更しようとするときは、大臣に提出しなければならない。この場合においては、前2項の規定を準用する。

### (補助対象事業等)

- 第5条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が 認める経費(以下この章において「補助対象経費」という。)について、予算の範 囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。
- 2 本章における補助対象事業、補助対象事業者並びに補助対象経費の区分及び補助率は、別表1に定めるものとする。

### (補助金の額)

第6条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表1に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

### (補助金交付申請)

第7条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに様式第 1による補助金交付申請書を、大臣に提出しなければならない。

### (交付の決定及び通知)

- 第8条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の 上、交付決定を行い、様式第2による交付決定通知書を補助対象事業者に通知する ものとする。
- 2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を附すことができる。

## (交付決定の変更等の申請)

- 第9条 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、様式第3による交付決定変 更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
  - 一 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、大臣が別に定める軽微な変更にあっては、この限りでない。
- 二 別表1に掲げる補助対象経費の区分において配分された額を変更しようとするとき。ただし、変更を行う配分額のいずれか低い額の10%以内の流用増減の場合を除く。
- 2 前項第1号ただし書による軽微な変更を行ったときは、様式第4による変更届 を大臣に届け出なければならない。
- 3 前項の規定は、第1項第2号ただし書の場合に準用する。

## (交付決定の変更及び通知)

- 第10条 大臣は、前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、様式第5による交付決定変更通知書を補助対象事業者に通知するものとする。
- 2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を附すことができる。

### (申請の取下げ)

### (補助対象事業等)

- 第5条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が 認める経費(以下この章において「補助対象経費」という。)について、予算の範 囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。
- 2 本章における補助対象事業、補助対象事業者並びに補助対象経費の区分及び補助 率は、別表1に定めるものとする。

### (補助金の額)

第6条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表1に定める補助率を乗じて 得た額以内とする。

#### (補助金交付申請)

第7条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに様式第 1による補助金交付申請書を、大臣に提出しなければならない。

### (交付の決定及び通知)

- 第8条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の 上、交付決定を行い、様式第2による交付決定通知書を補助対象事業者に通知する ものとする。
- 2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を附すことができる。

## (交付決定の変更等の申請)

- 第9条 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、様式第3による交付決定変 更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
  - 一補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、大臣が別に定める軽微な変更にあっては、この限りでない。
  - 二 別表1に掲げる補助対象経費の区分において配分された額を変更しようとするとき。ただし、変更を行う配分額のいずれか低い額の10%以内の流用増減の場合を除く。
- 2 前項第1号ただし書による軽微な変更を行ったときは、様式第4による変更届を 大臣に届け出なければならない。
- 3 前項の規定は、第1項第2号ただし書の場合に準用する。

## (交付決定の変更及び通知)

- 第10条 大臣は、前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、様式第5による交付決定変更通知書を補助対象事業者に通知するものとする。
- 2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を附すことができる。

## (申請の取下げ)

第11条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の 取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その 旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

### (状況報告)

- 第12条 補助対象事業者は、大臣の要求があった場合には、速やかに様式第6による状況報告書を大臣に提出しなければならない。
- 2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付して事業年度の3月10日までに大臣に提出しなければならない。
- 3 補助対象事業者は、前項の補助対象事業の遂行状況について次事業年度第2四 半期終了後、速やかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。

#### (実績報告)

第13条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から1か月を 経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第7による完了 実績報告書を大臣に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付 決定年度内に完了しないときには、翌年度4月30日までに様式第8による終了 実績報告書を大臣に提出しなければならない。

### (補助金の額の確定等)

- 第14条 大臣は、前条本文の規定による完了実績報告書の提出を受けた場合であって、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第9により補助対象事業者に通知するものとする。
- 2 大臣は、補助対象事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

## (補助金の支払い)

- 第15条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に 支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払する ことができる。
- 2 補助対象事業者は、前項の規定により国から補助金の支払いを受けようとする ときは、様式第10による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。

## (事業の中止等)

第16条 補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行おうとする場合は、その旨を記載した書面を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

第11条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

### (状況報告)

- 第12条 補助対象事業者は、大臣の要求があった場合には、速やかに様式第6による状況報告書を大臣に提出しなければならない。
- 2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付して事業年度の3月10日までに大臣に提出しなければならない。
- 3 補助対象事業者は、前項の補助対象事業の遂行状況について次事業年度第2四半期終了後、速やかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。

#### (実績報告)

第13条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第7による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度4月30日までに様式第8による終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

#### (補助金の額の確定等)

- 第14条 大臣は、前条本文の規定による完了実績報告書の提出を受けた場合であって、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第9により補助対象事業者に通知するものとする。
- 2 大臣は、補助対象事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既に その額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命 ずる。

## (補助金の支払い)

- 第15条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に 支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払する ことができる。
- 2 補助対象事業者は、前項の規定により国から補助金の支払いを受けようとすると きは、様式第10による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。

## (事業の中止等)

第16条 補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行おうとする場合は、その旨を記載した書面を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

### (交付決定の取り消し)

- 第17条 大臣は、前条に定める補助対象事業の中止又は廃止の他、次の各号に掲げる場合には、第8条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
  - 一 補助対象事業者が、法令、本要綱若しくは本要綱に基づく大臣の処分又は指示 に違反した場合
  - 二 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
  - 三 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為を行った場合
  - 四 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定による交付決定の取消しを行った場合において、既に当該取 消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助 金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することにより、前項の 返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せ命ずるものと する。
- 4 第2項の補助金の返還期限は、補助金の交付決定の取消の通知の日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

## (補助金の整理)

- 第18条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に 関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなけれ ばならない。
- 2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助 対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

## (取得財産等の整理)

第19条 補助対象事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合には、取得財産等に関する特別の帳簿を備え、補助対象経費により取得した時期又は効用の増加した時期、所在場所及び価格を記載し、補助対象経費により取得した財産の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

## (帳簿等の保存)

- 第20条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、財産処分制限期間を経過 する日までの間、保存しなければならない。
  - 一 取得財産等の得喪に関する書類

### (交付決定の取り消し)

- 第17条 大臣は、前条に定める補助対象事業の中止又は廃止の他、次の各号に掲げる場合には、第8条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
  - 一 補助対象事業者が、法令、本要綱若しくは本要綱に基づく大臣の処分又は指示 に違反した場合
- 二 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
- 三 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為を 行った場合
- 四 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定による交付決定の取消しを行った場合において、既に当該取 消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金 の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することにより、前項の 返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間 に応じて年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せ命ずるものとす る。
- 4 第2項の補助金の返還期限は、補助金の交付決定の取消の通知の日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

## (補助金の整理)

- 第18条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助 対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

## (取得財産等の整理)

第19条 補助対象事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合には、取得財産等に関する特別の帳簿を備え、補助対象経費により取得した時期又は効用の増加した時期、所在場所及び価格を記載し、補助対象経費により取得した財産の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

## (帳簿等の保存)

- 第20条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、財産処分制限期間を経過 する日までの間、保存しなければならない。
  - 一 取得財産等の得喪に関する書類

二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

## (取得財産等の管理等)

第21条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後において も、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的 運用を図らなければならない。

### (取得財産等の処分の制限)

- 第22条 補助対象事業者は、取得財産等について、財産処分制限期間を経過する日までの間、大臣の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。
- 2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第11による財産処分承認申請書を提出して大臣の承認を受けなければならない。
- 3 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

#### (事業評価の実施)

- 第23条 FAST TRAVEL 推進支援事業による支援を受けた事業については、補助対象事業者自らによる事業の実施状況の確認、評価(以下「自己評価」という。)を行い、当該自己評価の結果を、第13条本文の規定による完了実績報告書に添付して、それぞれ補助対象事業者から、交付申請書を提出した地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、神戸運輸監理部、地方航空局又は沖縄総合事務局(以下「国土交通省地方支分部局等」という。)に報告する。
- 第24条 FAST TRAVEL 推進支援事業による支援を受けた事業については、自己評価等を基に国土交通省地方支分部局等が二次評価を行うこととする。
- 2 二次評価を実施する際には、当該評価の客観性・妥当性を担保するため、国土交通省地方支分部局等に各担当部長等及び観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議からなる評価委員会を設置することとし、当該委員会においては、国土交通省地方支分部局等が作成した二次評価案について審議する。国土交通省地方支分部局等においては、その結果を踏まえて評価を実施することとする。なお、二次評価案は訪日外国人旅行者数の推移、事業実施計画における施策の進捗状況等を記載するものとする。
- 3 国土交通省地方支分部局等は、補助対象事業者に対して二次評価結果を通知するとともに、必要に応じて、事業計画の見直し等を求め、補助対象事業者では、当該二次評価結果を踏まえ、必要に応じて後続事業又は地域の取組等に反映させる。

二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

## (取得財産等の管理等)

第21条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後において も、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的 運用を図らなければならない。

### (取得財産等の処分の制限)

- 第22条 補助対象事業者は、取得財産等について、財産処分制限期間を経過する日までの間、大臣の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。
- 2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第11に よる財産処分承認申請書を提出して大臣の承認を受けなければならない。
- 3 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

#### (事業評価の実施)

- 第23条 FAST TRAVEL 推進支援事業による支援を受けた事業については、補助対象事業者自らによる事業の実施状況の確認、評価(以下「自己評価」という。)を行い、当該自己評価の結果を、第13条本文の規定による完了実績報告書に添付して、それぞれ補助対象事業者から、交付申請書を提出した地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、神戸運輸監理部、地方航空局又は沖縄総合事務局(以下「国土交通省地方支分部局等」という。)に報告する。
- 第24条 FAST TRAVEL 推進支援事業による支援を受けた事業については、自己評価等を基に国土交通省地方支分部局等が二次評価を行うこととする。
- 2 二次評価を実施する際には、当該評価の客観性・妥当性を担保するため、国土交通省地方支分部局等に各担当部長等及び観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議からなる評価委員会を設置することとし、当該委員会においては、国土交通省地方支分部局等が作成した二次評価案について審議する。国土交通省地方支分部局等においては、その結果を踏まえて評価を実施することとする。なお、二次評価案は訪日外国人旅行者数の推移、事業実施計画における施策の進捗状況等を記載するものとする。
- 3 国土交通省地方支分部局等は、補助対象事業者に対して二次評価結果を通知する とともに、必要に応じて、事業計画の見直し等を求め、補助対象事業者では、当該 二次評価結果を踏まえ、必要に応じて後続事業又は地域の取組等に反映させる。

第25条 二次評価の結果を含む事業評価の結果について、補助金の交付を受けた 会計年度の翌年度の5月末までに、それぞれ国土交通省地方支分部局等から国土 交通省へ提出することとする。

### 第3章 公共交通利用環境の革新等事業

(公共交通利用環境刷新計画の策定)

- 第26条 公共交通利用環境の革新等事業を実施しようとする公共交通事業者等は、 様式第25に定めるところにより、次に掲げる事項を記載した公共交通利用環境 刷新計画(以下「刷新計画」という。)を策定し、地方運輸局長若しくは神戸運輸 監理部長又は沖縄総合事務局長(以下「地方運輸局長等」という。)を経由して、 観光庁長官に提出しなければならない。
  - 一 計画の名称
  - 二 計画の目標
  - 三 計画の期間
  - 四 計画の目標を達成するために必要な公共交通利用環境の革新等事業
  - 五 公共交通利用環境の革新等事業の効果の把握及び評価に関する事項
  - 六 その他必要な事項
- 2 観光庁長官は、前項の刷新計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
  - 一 「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日策定)その他の観 光に関する国の基本的な政策に適合するものと認められること。
- 二 訪日外国人旅行者による我が国へのゲートウェイとなる空港・港湾から特定 観光地に至るまでの公共交通事業者等の事業に係る交通サービスの利用環境の 改善に相当程度寄与するものであると認められること。
- 三 円滑かつ確実に実施されることが見込まれるものであること。
- 3 前項の認定をしたときは、様式第26による刷新計画認定通知書を公共交通事業者等に通知するものとする。
- 4 公共交通事業者等は、第2項の規定による認定を受けた刷新計画について次に 掲げる事項の変更をしようとするときは、観光庁長官の認定を受けなければなら ない。
  - 一 刷新計画の廃止
  - 二 刷新計画の目標の変更
  - 三 刷新計画の期間の変更
  - 四 第1項第4号で記載された事業の新設又は廃止
  - 五 第2項に掲げる基準の適合に係る事項の変更として、観光庁長官が認める変更
- 5 第2項及び3項の規定は、第4項の変更の認定について準用する。

第25条 二次評価の結果を含む事業評価の結果について、補助金の交付を受けた会計年度の翌年度の5月末までに、それぞれ国土交通省地方支分部局等から国土交通省へ提出することとする。

### 第3章 公共交通利用環境の革新等事業

(公共交通利用環境刷新計画の策定)

- 第26条 公共交通利用環境の革新等事業を実施しようとする公共交通事業者等は、様式第25に定めるところにより、次に掲げる事項を記載した公共交通利用環境刷新計画(以下「刷新計画」という。)を策定し、地方運輸局長若しくは神戸運輸監理部長又は沖縄総合事務局長(以下「地方運輸局長等」という。)を経由して、観光庁長官に提出しなければならない。
  - 一 計画の名称
  - 二 計画の目標
  - 三 計画の期間
- 四 計画の目標を達成するために必要な公共交通利用環境の革新等事業
- 五 公共交通利用環境の革新等事業の効果の把握及び評価に関する事項
- 六 その他必要な事項
- 2 観光庁長官は、前項の刷新計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
  - 一 「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日策定)その他の観 光に関する国の基本的な政策に適合するものと認められること。
  - 二 訪日外国人旅行者による我が国へのゲートウェイとなる空港・港湾から特定 観光地に至るまでの公共交通事業者等の事業に係る交通サービスの利用環境の 改善に相当程度寄与するものであると認められること。
  - 三 円滑かつ確実に実施されることが見込まれるものであること。
- 3 前項の認定をしたときは、様式第26による刷新計画認定通知書を公共交通事業者等に通知するものとする。
- 4 公共交通事業者等は、第2項の規定による認定を受けた刷新計画について次に 掲げる事項の変更をしようとするときは、観光庁長官の認定を受けなければなら ない。
  - 刷新計画の廃止
  - 二 刷新計画の目標の変更
  - 三 刷新計画の期間の変更
- 四 第1項第4号で記載された事業の新設又は廃止
- 五 第2項に掲げる基準の適合に係る事項の変更として、観光庁長官が認める変更
- 5 第2項及び3項の規定は、第4項の変更の認定について準用する。

### (補助対象事業等)

- 第27条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣 が認める経費(以下この章において「補助対象経費」という。) について、予算の 範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。
- 2 本章における補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、別表2、別表 3及び別表3の2に定めるものとする。

#### (補助金の額)

第28条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表3及び別表3の2に定 める補助率を乗じて得た額以内とする。

### (準用規定)

第29条 第4条及び第7条から第25条までの規定は、第26条第2項(同条第4 項において準用する場合を含む。)の規定により認定された刷新計画に基づき実施 される公共交通利用環境の革新等事業について準用する。この場合において、第9 条第1項第2号中「別表1|とあるのは「別表3及び別表3の2|と読み替えるも のとする。

## 観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業

# (旅行環境まるごと整備計画の策定)

- 第30条 観光地の「まちあるき」満足度向上整備支援事業 (デジタルサイネージを 活用した災害情報発信機能の強化又は外国人観光案内所に <del>の電源供給機器の<mark>整備</mark>のみを実施するものを除く。)を実施しよう</del> とする指定市区町村、都道府県又は観光地域づくり法人(DMO)若しくはその候 補として観光庁長官の登録を受けた法人であって、指定市区町村の区域において 事業を行うもの(以下「指定市区町村等 | という。)は、単独で又は共同して、特 定観光地ごとに、様式第13で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した旅 行環境まるごと整備計画(以下「整備計画」という。)を策定し、地方運輸局長等 を経由して、観光庁長官に提出しなければならない。
  - 一 計画の名称

  - 二 計画の目標 三 計画の期間
  - 四 計画の目標を達成するために必要な観光地の「まちあるき」満足度向上整備支
  - 五 観光地の「まちあるき」満足度向上整備支援事業の効果の把握及び評価に関 する事項
- 六 その他必要な事項
- 観光庁長官は、前項の整備計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、そ

### (補助対象事業等)

- 第27条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣 が認める経費(以下この章において「補助対象経費」という。)について、予算の 範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。
- 2 本章における補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、別表2、別表 3及び別表3の2に定めるものとする。

### (補助金の額)

第28条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表3及び別表3の2に定め る補助率を乗じて得た額以内とする。

### (準用規定)

第29条 第4条及び第7条から第25条までの規定は、第26条第2項(同条第4 項において準用する場合を含む。)の規定により認定された刷新計画に基づき実施 される公共交通利用環境の革新等事業について準用する。この場合において、第9 条第1項第2号中「別表1|とあるのは「別表3及び別表3の2|と読み替えるも のとする。

## 第4章 観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業

# (旅行環境まるごと整備計画の策定)

- 第30条 観光地の「まちあるき | 満足度向上整備支援事業 (デジタルサイネージを 活用した災害情報発信機能の強化又は外国人観光案内所における非常用電源装置 及び情報端末への電源供給機器の整備のみを実施するものを除く。) を実施しよう とする指定市区町村、都道府県又は観光地域づくり法人(DMO)若しくはその候 補として観光庁長官の登録を受けた法人であって、指定市区町村の区域において事 業を行うもの(以下「指定市区町村等 | という。) は、単独で又は共同して、特定 観光地ごとに、様式第13で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した旅行 環境まるごと整備計画(以下「整備計画」という。)を策定し、地方運輸局長等を 経由して、観光庁長官に提出しなければならない。
  - 一 計画の名称
  - 計画の目標
  - 計画の期間
  - 四 計画の目標を達成するために必要な観光地の「まちあるき」満足度向上整備支 援事業
  - 五 観光地の「まちあるき」満足度向上整備支援事業の効果の把握及び評価に関 する事項
- 六 その他必要な事項
- 観光庁長官は、前項の整備計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、そ

### の認定をするものとする。

- 一 「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日策定)その他の観 光に関する国の基本的な政策に適合するものと認められること。
- 二 整備計画の対象区域における「まちあるき」の満足度の向上に相当程度寄与するものであると認められること。
- 三 円滑かつ確実に実施されることが見込まれるものであること。
- 3 前項の認定をしたときは、様式第27による整備計画認定通知書を指定市区町 村等に通知するものとする。
- 4 指定市区町村等は、前項の規定による認定を受けた整備計画について次に掲げる事項の変更をしようとするときは、観光庁長官の認定を受けなければならない。
- 一 整備計画の廃止
- 二 整備計画の目標の変更
- 三 整備計画の期間の変更
- 四 第1項第4号で記載された事業の新設又は廃止
- 五 第1項第4号で記載された事業を実施する補助対象事業者の変更
- 六 前項に掲げる基準の適合に係る事項の変更として観光庁長官が認める変更
- 5 第2項及び3項の規定は、第4項の変更の認定について準用する

## (補助対象事業等)

- 第31条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費(以下この章において「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。
- 2 本章における補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、別表 4 に定めるものとする。

## (補助金の額)

第32条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表4に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

## (準用規定)

第33条 第4条及び第7条から第25条までの規定は、第30条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により認定された整備計画に基づき実施される観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業について準用する。この場合において、第4条第2項第2号中「観光の見込み、新たな交通網の形成等」とあるのは「観光の見込み」と、第5条第1項中「必要な経費」とあるのは「必要な経費(認定外国人観光案内所における非常用電源装置及び情報端末への電源供給機器の整備のみを実施する場合は、当該事業に必要な経費)」と、第9条第1項第2号中「別表1」とあるのは「別表4」と読み替えるものとする。

#### の認定をするものとする。

- 一 「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日策定)その他の観 光に関する国の基本的な政策に適合するものと認められること。
- 二 整備計画の対象区域における「まちあるき」の満足度の向上に相当程度寄与するものであると認められること。
- 三 円滑かつ確実に実施されることが見込まれるものであること。
- 3 前項の認定をしたときは、様式第27による整備計画認定通知書を指定市区町 村等に通知するものとする。
- 4 指定市区町村等は、前項の規定による認定を受けた整備計画について次に掲げる事項の変更をしようとするときは、観光庁長官の認定を受けなければならない。
  - 整備計画の廃止
- 二整備計画の目標の変更
- 三 整備計画の期間の変更
- 四 第1項第4号で記載された事業の新設又は廃止
- 五 第1項第4号で記載された事業を実施する補助対象事業者の変更
- 六 前項に掲げる基準の適合に係る事項の変更として観光庁長官が認める変更
- 5 第2項及び3項の規定は、第4項の変更の認定について準用する

## (補助対象事業等)

- 第31条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣 が認める経費(以下この章において「補助対象経費」という。)について、予算の 範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。
- 2 本章における補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、別表 4 に定めるものとする。

### (補助金の額)

第32条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表4に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

# (準用規定)

第33条 第4条及び第7条から第25条までの規定は、第30条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により認定された整備計画に基づき実施される観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業について準用する。この場合において、第4条第2項第2号中「観光の見込み、新たな交通網の形成等」とあるのは「観光の見込み」と、第5条第1項中「必要な経費」とあるのは「必要な経費(認定外国人観光案内所における非常用電源装置及び情報端末への電源供給機器の整備のみを実施する場合は、当該事業に必要な経費)」と、第9条第1項第2号中「別表1」とあるのは「別表4」と読み替えるものとする。

## 第5章 歷史的観光資源高質化支援事業

### (補助対象事業等)

- 第34条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費(以下この章において「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。
- 2 本章における補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、別表 5 に定めるものとする。

### (補助金の額)

第35条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表5に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

#### (補助金交付申請)

- 第36条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに様式 第1による補助金交付申請書を大臣あて申請することとし、地方整備局長、北海道 開発局長又は沖縄総合事務局長(以下「地方整備局長等」という。)に提出しなけ ればならない。
- 2 所管地方整備局長等は、補助事業に係る補助金の交付が法令及び予算で定めるところに違反していないかどうか、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適当なものがないかどうか等を審査し、補助金交付すべきと認めたときは、様式第14の進達書に補助事業者よりの補助金交付申請書を添え大臣に提出しなければならない。

## (交付の決定及び通知)

- 第37条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査 の上、交付決定を行い、所管地方整備局長等はその決定を受け、様式第2により、 その旨を申請者である補助事業者に通知するものとする。
- 2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を附すことができる。

## (交付決定の変更等の申請)

- 第38条 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、様式第3による交付決定 変更申請書を第36条の補助金交付の申請の手続きに準じて提出し、大臣の承認 を受けなければならない。
  - 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、大臣が別に定める軽微 な変更にあっては、この限りでない。
- 二 別表 5 に掲げる補助対象経費の区分において配分された額を変更しようとするとき。ただし、費目間の経費の流用で、流用先の経費の30%(当該流用先の経費の3割に相当する金額が300万円以下であるときは300万円)以内の変更となる場合を除く。

### 第5章 歷史的観光資源高質化支援事業

## (補助対象事業等)

- 第34条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣 が認める経費(以下この章において「補助対象経費」という。)について、予算の 範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。
- 2 本章における補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、別表5に定めるものとする。

#### (補助金の額)

第35条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表5に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

#### (補助金交付申請)

- 第36条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに様式 第1による補助金交付申請書を大臣あて申請することとし、地方整備局長、北海道 開発局長又は沖縄総合事務局長(以下「地方整備局長等」という。)に提出しなけ ればならない。
- 2 所管地方整備局長等は、補助事業に係る補助金の交付が法令及び予算で定めるところに違反していないかどうか、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適当なものがないかどうか等を審査し、補助金交付すべきと認めたときは、様式第14の進達書に補助事業者よりの補助金交付申請書を添え大臣に提出しなければならない。

## (交付の決定及び通知)

- 第37条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査 の上、交付決定を行い、所管地方整備局長等はその決定を受け、様式第2により、 その旨を申請者である補助事業者に通知するものとする。
- 2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を附すことができる。

## (交付決定の変更等の申請)

- 第38条 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、様式第3による交付決定変更申請書を第36条の補助金交付の申請の手続きに準じて提出し、大臣の承認を受けなければならない。
  - 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、大臣が別に定める軽微 な変更にあっては、この限りでない。
  - 二 別表 5 に掲げる補助対象経費の区分において配分された額を変更しようとするとき。ただし、費目間の経費の流用で、流用先の経費の30%(当該流用先の経費の3割に相当する金額が300万円以下であるときは300万円)以内の変更となる場合を除く。

- 2 所管地方整備局長等は、第36条の補助金交付の申請の手続きに準じて、様式第 15による進達書を提出しなければならない。
- 3 第1項第1号ただし書による軽微な変更を行ったときは、様式第4による変更 届を大臣に届け出なければならない。
- 4 前項の規定は、第1項第2号ただし書の場合に準用する。

### (交付決定の変更及び通知)

- 第39条 大臣は、前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、所管地方整備局長等はその変更を受け、様式第5により、その旨を申請者である補助事業者に通知するものとする。
- 2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を附すことができる。

### (申請の取下げ)

第40条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の 取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その 旨を記載した書面を第36条の補助金交付の申請の手続きに準じて提出しなけれ ばならない。

## (状況報告)

- 第41条 補助対象事業者は、所管地方整備局長等の指示があった場合には、速やか に様式第6による状況報告書を所管地方整備局長等に提出しなければならない。
- 2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付して事業年度の3月10日までに所管地方整備局長等に提出しなければならない。
- 3 補助対象事業者は、前項の補助対象事業の遂行状況について次事業年度第2四 半期終了後、速やかに状況報告書を所管地方整備局長等に提出しなければならない。

# (実績報告)

- 第42条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から1か月を 経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第7による完了 実績報告書を所管地方整備局長等に提出しなければならない。ただし、補助対象事 業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度4月30日までに様式 第8による終了実績報告書を所管地方整備局長等に提出しなければならない。
- 2 所管地方整備局長等は、前項の実績報告書を受理したときは、様式第16より大臣に報告しなければならない。

## (補助金の額の確定等)

第43条 所管地方整備局長等は、前条の実績報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結

- 2 所管地方整備局長等は、第36条の補助金交付の申請の手続きに準じて、様式第 15による進達書を提出しなければならない。
- 3 第1項第1号ただし書による軽微な変更を行ったときは、様式第4による変更届 を大臣に届け出なければならない。
- 4 前項の規定は、第1項第2号ただし書の場合に準用する。

### (交付決定の変更及び通知)

- 第39条 大臣は、前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、所管地方整備局長等はその変更を受け、様式第5により、その旨を申請者である補助事業者に通知するものとする。
- 2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を附すことができる。

### (申請の取下げ)

第40条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を第36条の補助金交付の申請の手続きに準じて提出しなければならない。

## (状況報告)

- 第41条 補助対象事業者は、所管地方整備局長等の指示があった場合には、速やかに様式第6による状況報告書を所管地方整備局長等に提出しなければならない。
- 2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付して事業年度の3月10日までに所管地方整備局長等に提出しなければならない。
- 3 補助対象事業者は、前項の補助対象事業の遂行状況について次事業年度第2四半期終了後、速やかに状況報告書を所管地方整備局長等に提出しなければならない。

## (実績報告)

- 第42条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第7による完了実績報告書を所管地方整備局長等に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度4月30日までに様式第8による終了実績報告書を所管地方整備局長等に提出しなければならない。
- 2 所管地方整備局長等は、前項の実績報告書を受理したときは、様式第16より大臣に報告しなければならない。

## (補助金の額の確定等)

第43条 所管地方整備局長等は、前条の実績報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果

果が補助金の交付決定の内容(第38条に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めて補助金の額の確定をするときは、様式第9により確定通知書を補助事業者に交付し、額の確定後様式第17により大臣へ報告しなければならない。

2 所管地方整備局長等は、補助対象事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

### (補助金の支払い)

- 第44条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に 支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払する ことができる。
- 2 補助対象事業者は、前項の規定により国から補助金の支払いを受けようとする ときは、様式第10による補助金支払請求書を所掌する支出官に提出しなければ ならない。

#### (事業の中止等)

第45条 補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行おうとする場合は、その旨を記載した書面を第36条の補助金交付の申請の手続きに準じて提出し、その承認を受けなければならない。

### (交付決定の取り消し)

- 第46条 大臣は、前条に定める補助対象事業の中止又は廃止の他、次の各号に掲げる場合には、第37条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
  - 一補助対象事業者又は補助事業者以外であって補助事業を行う者(以下「間接補助事業者」という。)が、法令、本要綱若しくは本要綱に基づく大臣の処分又は指示に違反した場合
- 二 補助対象事業者又は間接補助事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に 使用した場合
- 三 補助対象事業者又は間接補助事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為を行った場合
- 四 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 所管地方整備局長等は、大臣により前項の規定による交付決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 所管地方整備局長等は、第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することにより、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併

- が補助金の交付決定の内容(第38条に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めて補助金の額の確定をするときは、様式第9により確定通知書を補助事業者に交付し、額の確定後様式第17により大臣へ報告しなければならない。
- 2 所管地方整備局長等は、補助対象事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合 において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の 補助金の返還を命ずる。

### (補助金の支払い)

- 第44条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に 支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払する ことができる。
- 2 補助対象事業者は、前項の規定により国から補助金の支払いを受けようとすると きは、様式第10による補助金支払請求書を所掌する支出官に提出しなければなら ない。

### (事業の中止等)

第45条 補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行おうとする場合は、その旨を記載した書面を第36条の補助金交付の申請の手続きに準じて提出し、その承認を受けなければならない。

# (交付決定の取り消し)

- 第46条 大臣は、前条に定める補助対象事業の中止又は廃止の他、次の各号に掲げる場合には、第37条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
  - 一補助対象事業者又は補助事業者以外であって補助事業を行う者(以下「間接補助事業者」という。)が、法令、本要綱若しくは本要綱に基づく大臣の処分又は指示に違反した場合
  - 二 補助対象事業者又は間接補助事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
  - 三 補助対象事業者又は間接補助事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為を行った場合
  - 四 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 所管地方整備局長等は、大臣により前項の規定による交付決定の取消しを行った 場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているとき は、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 所管地方整備局長等は、第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することにより、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せ命

せ命ずるものとする。

4 第2項の補助金の返還期限は、補助金の交付決定の取消の通知の日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

### (補助金の整理)

- 第47条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に 関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなけれ ばならない。
- 2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助 対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

#### (取得財産等の整理)

第48条 補助対象事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合には、取得財産等に関する特別の帳簿を備え、補助対象経費により取得した時期又は効用の増加した時期、所在場所及び価格を記載し、補助対象経費により取得した財産の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

## (帳簿等の保存)

- 第49条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、財産処分制限期間を経過 する日までの間、保存しなければならない。
  - 一 取得財産等の得喪に関する書類
  - 二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

## (取得財産等の管理等)

第50条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後において も、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的 運用を図らなければならない。

## (取得財産等の処分の制限)

- 第51条 補助対象事業者は、取得財産等について、財産処分制限期間を経過する日までの間、所管地方整備局長等の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。
- 2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第11に よる財産処分承認申請書を提出して所管地方整備局長等の承認を受けなければな らない。
- 3 所管地方整備局長等は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助 金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する 分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利

ずるものとする。

4 第2項の補助金の返還期限は、補助金の交付決定の取消の通知の日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

### (補助金の整理)

- 第47条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助 対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

#### (取得財産等の整理)

第48条 補助対象事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合には、取得財産等に関する特別の帳簿を備え、補助対象経費により取得した時期又は効用の増加した時期、所在場所及び価格を記載し、補助対象経費により取得した財産の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

## (帳簿等の保存)

- 第49条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、財産処分制限期間を経過する日までの間、保存しなければならない。
  - 一 取得財産等の得喪に関する書類
  - 二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

## (取得財産等の管理等)

第50条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後において も、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的 運用を図らなければならない。

## (取得財産等の処分の制限)

- 第51条 補助対象事業者は、取得財産等について、財産処分制限期間を経過する日までの間、所管地方整備局長等の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。
- 2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第11に よる財産処分承認申請書を提出して所管地方整備局長等の承認を受けなければな らない。
- 3 所管地方整備局長等は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助 金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する 分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利

益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

### (間接補助金交付の際附すべき条件)

第52条 補助対象事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第 1条、第38条及び第39条、第41条から第43条及び第47条から第51条に 準ずる条件を附さなければならない。

### (準用規定)

第53条 第4条及び第23条から第25条までの規定は、歴史的観光資源高質化支援事業について準用する。この場合において、第4条第2項第2号中「観光の見込み、新たな交通網の形成等」とあるのは「観光の見込み」と読み替えるものとする。

### 第6章 (削除)シェアサイクル導入促進事業

#### (補助対象事業等)

- <del>第54条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣</del> <del>が認める経費(以下この章において「補助対象経費」という。)について、予算の</del> <del>節囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。</del>
- 2 本章における補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、別表 6 に定めるものとする。

## (補助金の額)

第<u>55条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表6に定める補助率を乗</u> - <del>じて得た額以内とする。</del>

## (準用規定)

第56条 第4条、第23条から第25条及び第36条から第51条までの規定は、 シェアサイクル導入促進事業について準用する。この場合において、第4条第2項 第2号中「観光の見込み、新たな交通網の形成等」とあるのは「観光の見込み」と、 第38条第1項第2号中「別表5」とあるのは「別表6」と読み替えるものとする。

# 第7章 観光地域振興無電柱化推進事業

## (交付の対象等)

第57条 この補助金は、地方公共団体(以下この章において「補助対象事業者」という。)が間接補助事業を実施する者(以下この章において「間接補助対象事業者」

益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

### (間接補助金交付の際附すべき条件)

第52条 補助対象事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第1条、第38条及び第39条、第41条から第43条及び第47条から第51条に準ずる条件を附さなければならない。

## (準用規定)

第53条 第4条及び第23条から第25条までの規定は、歴史的観光資源高質化支援事業について準用する。この場合において、第4条第2項第2号中「観光の見込み、新たな交通網の形成等」とあるのは「観光の見込み」と読み替えるものとする。

## 第6章 シェアサイクル導入促進事業

## (補助対象事業等)

- 第54条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣 が認める経費(以下この章において「補助対象経費」という。)について、予算の 範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。
- 2 本章における補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、別表6に定めるものとする。

## (補助金の額)

第55条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表6に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

## (準用規定)

第56条 第4条、第23条から第25条及び第36条から第51条までの規定は、 シェアサイクル導入促進事業について準用する。この場合において、第4条第2項 第2号中「観光の見込み、新たな交通網の形成等」とあるのは「観光の見込み」と、 第38条第1項第2号中「別表5」とあるのは「別表6」と読み替えるものとする。

# 第7章 観光地域振興無電柱化推進事業

## (交付の対象等)

第57条 この補助金は、地方公共団体(以下この章において「補助対象事業者」という。)が間接補助事業を実施する者(以下この章において「間接補助対象事業者」

という。) に対し、補助金を財源とする給付金を交付する事業(以下この章において「補助対象事業」という。) を交付の対象とする。

### (補助対象事業等)

- 第58条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費(以下この章において「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。
- 2 本章における補助対象事業の補助対象事業者、間接補助対象事業者、補助対象経 費の区分及び補助率は、別表7に定めるものとする。

#### (補助金の額)

第59条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表7に定める補助率を乗 じて得た額以内とする。

### (補助金交付申請)

- 第60条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに様式 第1による補助金交付申請書を、地方整備局長等に提出しなければならない。
- 2 地方整備局長等は、前項本文の規定により提出を受けた補助金交付申請書について、補助金の交付が法令及び予算で定めるところに違反せず、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適当なものがないかどうか等を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、様式第19による補助金交付申請進達書(以下「進達書」という。)に提出を受けた補助金交付申請書を添付し、これを大臣に提出するものとする。

## (交付の決定及び通知)

- 第61条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査 のうえ、交付決定を行うものとする。
- 2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を附すことができる。
- 3 地方整備局長等は、様式第20に大臣の発した様式第2による交付決定通知書 を添付し、補助対象事業者に通知するものとする。

## (交付決定の変更等の申請)

- 第62条 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、様式第3による交付決定 変更申請書を提出し、大臣の承認を受けなければならない。
  - 一 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、大臣が別に定める軽微な変更にあっては、この限りでない。
  - 二 別表 7 に掲げる補助対象経費の区分において配分された額を変更しようとするとき。ただし、変更を行う配分額のいずれか低い額の30%以内の流用増減の場合を除く。
- 2 第60条第1項及び第2項の規定は、前項の交付決定の変更申請の手続につい

という。) に対し、補助金を財源とする給付金を交付する事業 (以下この章において「補助対象事業 | という。) を交付の対象とする。

## (補助対象事業等)

- 第58条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣 が認める経費(以下この章において「補助対象経費」という。)について、予算の 範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。
- 2 本章における補助対象事業の補助対象事業者、間接補助対象事業者、補助対象経 費の区分及び補助率は、別表7に定めるものとする。

### (補助金の額)

第59条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表7に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

### (補助金交付申請)

- 第60条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに様式 第1による補助金交付申請書を、地方整備局長等に提出しなければならない。
- 2 地方整備局長等は、前項本文の規定により提出を受けた補助金交付申請書について、補助金の交付が法令及び予算で定めるところに違反せず、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適当なものがないかどうか等を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、様式第19による補助金交付申請進達書(以下「進達書」という。)に提出を受けた補助金交付申請書を添付し、これを大臣に提出するものとする。

## (交付の決定及び通知)

- 第61条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査 のうえ、交付決定を行うものとする。
- 2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を附すことができる。
- 3 地方整備局長等は、様式第20に大臣の発した様式第2による交付決定通知書を 添付し、補助対象事業者に通知するものとする。

## (交付決定の変更等の申請)

- 第62条 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、様式第3による交付決定変更申請書を提出し、大臣の承認を受けなければならない。
  - 一補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、大臣が別に定める軽微な変更にあっては、この限りでない。
  - 二 別表7に掲げる補助対象経費の区分において配分された額を変更しようとするとき。ただし、変更を行う配分額のいずれか低い額の30%以内の流用増減の場合を除く。
- 2 第60条第1項及び第2項の規定は、前項の交付決定の変更申請の手続について

### て準用する。

- 3 第1項項第1号ただし書による軽微な変更を行ったときは、様式第4による変更届を大臣に届け出なければならない。
- 4 前項の規定は、第1項第2号ただし書の場合に準用する。

#### (交付決定の変更及び通知)

- 第63条 大臣は、前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審 香のうえ、交付決定の変更を行うものとする。
- 2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を附すことができる。
- 3 地方整備局長等は、様式第20に大臣が発した様式第5による交付決定変更通知書を添付し、補助対象事業者に通知するものとする。

#### (申請の取下げ)

- 第64条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の 取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その 旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。
- 2 第60条第1項及び第2項の規定は、前項の交付の決定に係る申請の取下げの 手続について準用する。

## (状況報告)

- 第65条 補助対象事業者は、大臣の要求があった場合には、速やかに様式第6による状況報告書を地方整備局長等に提出しなければならない。
- 2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付して事業年度の3月10日までに地方整備局長等に提出しなければならない。
- 3 補助対象事業者は、前項の補助対象事業の遂行状況について次事業年度第2四 半期終了後、速やかに状況報告書を地方整備局長等に提出しなければならない。
- 4 第60条第1項及び第2項の規定は、第1項の状況報告書の提出の手続について準用する。

## (実績報告)

第66条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、事業の完了の日から 起算して1ヶ月を経過した日又は事業の完了の日が属する年度の翌年度の4月1 0日のいずれか早い日までに様式第7による完了実績報告書を地方整備局長等に 提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了し ないときには、補助金の交付決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日まで に様式第8による年度終了報告書を地方整備局長等に提出しなければならない。

## (補助金の額の確定等)

第67条 地方整備局長等は、前条本文の規定による完了実績報告書を受理したと

#### 準用する。

- 3 第1項項第1号ただし書による軽微な変更を行ったときは、様式第4による変更 届を大臣に届け出なければならない。
- 4 前項の規定は、第1項第2号ただし書の場合に準用する。

#### (交付決定の変更及び通知)

- 第63条 大臣は、前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審 香のうえ、交付決定の変更を行うものとする。
- 2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を附すことができる。
- 3 地方整備局長等は、様式第20に大臣が発した様式第5による交付決定変更通知 書を添付し、補助対象事業者に通知するものとする。

#### (申請の取下げ)

- 第64条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の 取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その 旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。
- 2 第60条第1項及び第2項の規定は、前項の交付の決定に係る申請の取下げの手 続について準用する。

## (状況報告)

- 第65条 補助対象事業者は、大臣の要求があった場合には、速やかに様式第6による状況報告書を地方整備局長等に提出しなければならない。
- 2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付して事業年度の3月10日までに地方整備局長等に提出しなければならない。
- 3 補助対象事業者は、前項の補助対象事業の遂行状況について次事業年度第2四半期終了後、速やかに状況報告書を地方整備局長等に提出しなければならない。
- 4 第60条第1項及び第2項の規定は、第1項の状況報告書の提出の手続について 準用する。

## (実績報告)

第66条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、事業の完了の日から 起算して1ヶ月を経過した日又は事業の完了の日が属する年度の翌年度の4月1 0日のいずれか早い日までに様式第7による完了実績報告書を地方整備局長等に 提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了し ないときには、補助金の交付決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日まで に様式第8による年度終了報告書を地方整備局長等に提出しなければならない。

## (補助金の額の確定等)

第67条 地方整備局長等は、前条本文の規定による完了実績報告書を受理したとき

- きは、その報告に係る補助対象事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、適正化法第15条の規定により補助金の額を確定し、様式第9の額の確定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。
- 2 地方整備局長等は、前項により補助金の額の確定を行った場合は、様式第21の額の確定報告書により、速やかに大臣に報告するものとする。
- 3 地方整備局長等は、補助対象事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を様式第18により命ずるものとする。

### (補助金の請求)

- 第68条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に 支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払する ことができる。
- 2 補助対象事業者は、前項の規定により国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第10による補助金支払請求書を所掌する支出官に提出しなければならない。

#### (事業の中止等)

- 第69条 補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行おうとする場合は、その旨を記載した書面を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 第60条第1項及び第2項の規定は、前項の事業の中止、廃止又は譲渡に関する 書面の提出の手続について準用する。

## (交付決定の取り消し)

- 第70条 大臣は、前条に定める補助対象事業の中止又は廃止の他、次の各号に掲げる場合には、第61条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
  - 一補助対象事業者又は間接補助対象事業者が、法令、本要綱若しくは本要綱に基づく大臣の処分又は指示に違反した場合
  - 二 補助対象事業者又は間接補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
  - 三 補助対象事業者又は間接補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為を行った場合
  - 四 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 地方整備局長等は、大臣により前項の規定による交付決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、 期限を附して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 地方整備局長等は、第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することに

- は、その報告に係る補助対象事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した 条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、適正化法第15 条の規定により補助金の額を確定し、様式第9の額の確定通知書により補助対象 事業者に通知するものとする。
- 2 地方整備局長等は、前項により補助金の額の確定を行った場合は、様式第21の 額の確定報告書により、速やかに大臣に報告するものとする。
- 3 地方整備局長等は、補助対象事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を様式第18により命ずるものとする。

### (補助金の請求)

- 第68条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に 支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払する ことができる。
- 2 補助対象事業者は、前項の規定により国から補助金の支払いを受けようとすると きは、様式第10による補助金支払請求書を所掌する支出官に提出しなければな らない。

#### (事業の中止等)

- 第69条 補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行おうとする場合は、その旨を記載した書面を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 第60条第1項及び第2項の規定は、前項の事業の中止、廃止又は譲渡に関する 書面の提出の手続について準用する。

## (交付決定の取り消し)

- 第70条 大臣は、前条に定める補助対象事業の中止又は廃止の他、次の各号に掲げる場合には、第61条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
  - 一 補助対象事業者又は間接補助対象事業者が、法令、本要綱若しくは本要綱に基づく大臣の処分又は指示に違反した場合
  - 二 補助対象事業者又は間接補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
  - 三 補助対象事業者又は間接補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為を行った場合
  - 四 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 地方整備局長等は、大臣により前項の規定による交付決定の取消しを行った場合 において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期 限を附して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 地方整備局長等は、第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することによ

- より、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の 日までの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せ命 ずるものとする。
- 4 第2項の補助金の返還期限は、補助金の交付決定の取消の通知の日から20日 以内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応 じ、その未納付額につき、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するもの とする。

### (取得財産等の処分の制限)

- 第71条 補助対象事業者が間接補助金の交付決定において、間接補助事業により 取得し、又は効用の増加する財産の処分について、補助対象事業者の承認を受ける べき旨の間接補助条件を附している場合であって、間接補助対象事業者の財産処 分の承認に当たり、当該財産処分に係る返納金の納付を条件とした場合には、補助 対象事業者は、様式第22により地方整備局長等あて財産処分報告書(間接補助) を提出するものとする。
- 2 補助対象事業者が間接補助対象事業者から前項の返納金を収納した場合には、 当該返納金に係る補助金相当額を国庫に納付するものとする。

## (準用規定)

第72条 第4条及び第23条から第25条までの規定は、観光地域振興無電柱化 推進事業について準用する。この場合において、第4条第2項第2号中「観光の見 込み、新たな交通網の形成等 | とあるのは 「観光の見込み、新たな無電柱化等 | と、 第23条中「第13条」とあるのは「第66条」と読み替えるものとする。

## 第8章 先准的なサイクリング環境整備事業

# (補助対象事業等)

- 第73条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣 が認める経費(以下この章において「補助対象経費 | という。)について、予算の 範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。
- 本章における補助対象事業の補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率 は、別表8に定めるものとする。

## (補助金の額)

第74条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表8に定める補助率を乗 じて得た額以内とする。

## (取得財産等の処分の制限)

第75条 補助対象事業者は、取得財産等について、地方整備局長等の承認を受けな|第75条 補助対象事業者は、取得財産等について、地方整備局長等の承認を受けな

- り、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日 までの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せ命ず るものとする。
- 4 第2項の補助金の返還期限は、補助金の交付決定の取消の通知の日から20日以 内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応 じ、その未納付額につき、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するもの とする。

### (取得財産等の処分の制限)

- 第71条 補助対象事業者が間接補助金の交付決定において、間接補助事業により取 得し、又は効用の増加する財産の処分について、補助対象事業者の承認を受けるべ き旨の間接補助条件を附している場合であって、間接補助対象事業者の財産処分 の承認に当たり、当該財産処分に係る返納金の納付を条件とした場合には、補助対 象事業者は、様式第22により地方整備局長等あて財産処分報告書(間接補助)を 提出するものとする。
- 2 補助対象事業者が間接補助対象事業者から前項の返納金を収納した場合には、当 該返納金に係る補助金相当額を国庫に納付するものとする。

## (準用規定)

第72条 第4条及び第23条から第25条までの規定は、観光地域振興無電柱化推 進事業について準用する。この場合において、第4条第2項第2号中「観光の見込 み、新たな交通網の形成等 | とあるのは「観光の見込み、新たな無電柱化等 | と、 第23条中「第13条」とあるのは「第66条」と読み替えるものとする。

## 第8章 先進的なサイクリング環境整備事業

## (補助対象事業等)

- 第73条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣 が認める経費(以下この章において「補助対象経費」という。)について、予算の 範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。
- 2 本章における補助対象事業の補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率 は、別表8に定めるものとする。

# (補助金の額)

第74条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表8に定める補助率を乗じ て得た額以内とする。

## (取得財産等の処分の制限)

- いで補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。
- 2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第11に よる財産処分承認申請書を提出して地方整備局長等の承認を受けなければならな い。
- 3 地方整備局長等は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金の うち残存価額に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分に より補助対象事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利 益の全部又は一部を国に納付させることとする。

## (準用規定)

第76条 第4条、第23条から第25条及び第60条から第70条までの規定は、 先進的なサイクリング環境整備事業について準用する。この場合において、第4条 第2項第2号中「観光の見込み、新たな交通網の形成等」とあるのは「観光の見込み」と、第23条中「第13条本文の規定による」とあるのは「第66条本文の規定を準用して提出する」と、第62条第1項第2号中「別表7」とあるのは「別表8」と、第70条第1項第1号から第3号中「補助対象事業者又は間接補助対象事業者」とあるのは「補助対象事業者」とあるのは「補助対象事業者」とあるのは「補助対象事業者」とあるのとする。

## 第9章 古民家等観光資源化支援事業

## (補助対象事業等)

- 第77条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣 が認める経費(以下この章において「補助対象経費」という。)について、予算の 範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。
- 2 本章における補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、別表9に定めるものとする。

## (補助金の額)

第78条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表9に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

# (準用規定)

第79条 第4条、第23条から第25条及び第36条から第52条までの規定は、 古民家等観光資源化支援事業について準用する。この場合において、第4条第2項 第2号中「観光の見込み、新たな交通網の形成等」とあるのは「観光の見込み」と、 第38条第1項第2号中「別表5」とあるのは「別表9」と読み替えるものとする。

第10章 「道の駅」インバウンド対応拠点化整備事業

いで補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第11に よる財産処分承認申請書を提出して地方整備局長等の承認を受けなければならな い。
- 3 地方整備局長等は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち残存価額に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

### (準用規定)

第76条 第4条、第23条から第25条及び第60条から第70条までの規定は、 先進的なサイクリング環境整備事業について準用する。この場合において、第4条 第2項第2号中「観光の見込み、新たな交通網の形成等」とあるのは「観光の見込み」と、第23条中「第13条本文の規定による」とあるのは「第66条本文の規 定を準用して提出する」と、第62条第1項第2号中「別表7」とあるのは「別表 8」と、第70条第1項第1号から第3号中「補助対象事業者又は間接補助対象事 業者」とあるのは「補助対象事業者」と読み替えるものとする。

### 第9章 古民家等観光資源化支援事業

## (補助対象事業等)

- 第77条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣 が認める経費(以下この章において「補助対象経費」という。)について、予算の 範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。
- 2 本章における補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、別表9に定めるものとする。

## (補助金の額)

第78条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表9に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

# (準用規定)

第79条 第4条、第23条から第25条及び第36条から第52条までの規定は、 古民家等観光資源化支援事業について準用する。この場合において、第4条第2項 第2号中「観光の見込み、新たな交通網の形成等」とあるのは「観光の見込み」と、 第38条第1項第2号中「別表5」とあるのは「別表9」と読み替えるものとする。

第10章 「道の駅」インバウンド対応拠点化整備事業

(「道の駅」インバウンド対応拠点化整備計画の策定)

- 第80条 「道の駅」インバウンド対応拠点化整備事業を実施しようとする「道の駅」 を設置し、又は管理する者(以下「「道の駅」設置・管理者」という。)は、当該 「道の駅 | の所在する市町村又は観光地域づくり法人(DMO) 若しくはその候補 として観光庁長官の登録を受けた法人であって当該「道の駅」の所在する市町村の 区域において事業を行うものと協議して、当該「道の駅」ごとに、様式第24で定 めるところにより、以下に掲げる事項を記載した「道の駅」インバウンド対応拠点 化整備計画(以下「拠点化整備計画」という。)を策定し、地方運輸局長等を経由 して、観光庁長官に提出しなければならない。
  - 計画の名称
  - 計画の目標
  - 計画の期間
  - 計画の目標を達成するために必要な「道の駅」インバウンド対応拠点化整備事
  - 「道の駅」インバウンド対応拠点化整備事業の効果の把握及び評価に関する 事項

六 その他必要な事項

- 2 観光庁長官は、前項の拠点化整備計画が次に掲げる基準に適合すると認めると きは、その認定をするものとする。
  - 「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日策定)その他の観 光に関する国の基本的な政策に適合するものと認められること。
- 二 当該「道の駅 | における訪日外国人旅行者の満足度の向上に相当程度寄与する ものであると認められること。
- 三 円滑かつ確実に実施されることが見込まれるものであること。
- 3 前項の認定をしたときは、様式第28による拠点化整備計画認定通知書を「道 の駅 | 設置・管理者に通知するものとする。
- 「道の駅 | 設置・管理者は、前項の規定による認定を受けた拠点化整備計画につ いて、次に掲げる事項の変更をしようとするときは、観光庁長官の認定を受けなけ ればならない。
  - 拠点化整備計画の廃止
  - 拠点化整備計画の目標の変更
  - 拠点化整備計画の期間の変更
  - 第1項第4号で記載された事業の新設又は廃止
  - 第1項第4号で記載された事業を実施する補助対象事業者の変更
- 六 前項に掲げる基準の適合に係る事項の変更として観光庁長官が認める変更
- 5 第2項及び第3項の規定は、第4項の変更の認定について準用する。

(補助対象事業等)

(「道の駅」インバウンド対応拠点化整備計画の策定)

- 第80条 「道の駅」インバウンド対応拠点化整備事業を実施しようとする「道の駅」 を設置し、又は管理する者(以下「「道の駅」設置・管理者」という。)は、当該 「道の駅 | の所在する市町村又は観光地域づくり法人(DMO) 若しくはその候補 として観光庁長官の登録を受けた法人であって当該「道の駅」の所在する市町村の 区域において事業を行うものと協議して、当該「道の駅」ごとに、様式第24で定 めるところにより、以下に掲げる事項を記載した「道の駅」インバウンド対応拠点 化整備計画(以下「拠点化整備計画」という。)を策定し、地方運輸局長等を経由 して、観光庁長官に提出しなければならない。
  - 一 計画の名称
  - 計画の目標
  - 計画の期間
  - 四 計画の目標を達成するために必要な「道の駅」インバウンド対応拠点化整備事
  - 「道の駅」インバウンド対応拠点化整備事業の効果の把握及び評価に関する 事項

六 その他必要な事項

- 2 観光庁長官は、前項の拠点化整備計画が次に掲げる基準に適合すると認めるとき は、その認定をするものとする。
  - 「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日策定)その他の観 光に関する国の基本的な政策に適合するものと認められること。
- 二 当該「道の駅 | における訪日外国人旅行者の満足度の向上に相当程度寄与する ものであると認められること。
- 三 円滑かつ確実に実施されることが見込まれるものであること。
- 3 前項の認定をしたときは、様式第28による拠点化整備計画認定通知書を「道の 駅|設置・管理者に通知するものとする。
- 「道の駅 | 設置・管理者は、前項の規定による認定を受けた拠点化整備計画につ いて、次に掲げる事項の変更をしようとするときは、観光庁長官の認定を受けなけ ればならない。
  - 拠点化整備計画の廃止
  - 拠点化整備計画の目標の変更
  - 拠点化整備計画の期間の変更
- 第1項第4号で記載された事業の新設又は廃止
- 第1項第4号で記載された事業を実施する補助対象事業者の変更
- 六 前項に掲げる基準の適合に係る事項の変更として観光庁長官が認める変更
- 5 第2項及び第3項の規定は、第4項の変更の認定について準用する。

(補助対象事業等)

第81条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣|第81条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣

が認める経費(以下この章において「補助対象経費」という。) について、予算の 範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 本章における補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、別表10に定めるものとする。

#### (補助金の額)

第82条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表10に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

### (準用規定)

第83条 第4条及び第7条から第25条までの規定は、第80条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により認定された拠点化整備計画に基づき実施される「道の駅」インバウンド対応拠点化整備事業について準用する。この場合において、第4条第2項第2号中「観光の見込み、新たな交通網の形成等」とあるのは「観光の見込み」と、第9条第1項第2号中「別表1」とあるのは「別表10」と読み替えるものとする。

附即

この要綱は、平成30年度予算から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年度予算から施行する。

附 則

第1条 この要綱は、令和2年度予算から施行する。

### (経過措置)

- 第2条 令和2元年度における観光振興事業費補助金交付要綱第26条第2項の規定に基づき認定された公共交通利用環境刷新計画、同要綱第30条第2項の規定に基づき認定された旅行環境まるごと整備計画又は同要綱第8076条第2項の規定に基づき認定された「道の駅」インバウンド対応拠点化整備計画(以下「公共交通利用環境刷新計画等」という。)に記載された補助対象事業であって、令和32年度において引き続き実施される見込みのあるもの(以下次項において「特定補助対象事業」という。)については、公共交通利用環境刷新計画等のうち特定補助事業に係る部分に関し、この要綱による認定を受けたものとみなす。
- 2 前項の特定補助対象事業を実施しようとする公共交通事業者等、指定市区町村 等又は「道の駅」設置・管理者は、第26条第1項の規定に基づいた刷新計画、第 30条第1項の規定に基づいた整備計画又は第80条第1項に基づいた拠点化整備 計画を策定し、地方運輸局長等を経由して、観光庁長官に提出しなければならな い。

が認める経費(以下この章において「補助対象経費」という。)について、予算の 範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 本章における補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、別表 1 0 に定めるものとする。

#### (補助金の額)

第82条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表10に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

### (準用規定)

第83条 第4条及び第7条から第25条までの規定は、第80条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により認定された拠点化整備計画に基づき実施される「道の駅」インバウンド対応拠点化整備事業について準用する。この場合において、第4条第2項第2号中「観光の見込み、新たな交通網の形成等」とあるのは「観光の見込み」と、第9条第1項第2号中「別表1」とあるのは「別表10」と読み替えるものとする。

附則

この要綱は、平成30年度予算から施行する。

附則

この要綱は、平成31年度予算から施行する。

附 則

第1条 この要綱は、令和2年度予算から施行する。

## (経過措置)

- 第2条 令和元年度における観光振興事業費補助金交付要綱第26条第2項の規定に基づき認定された公共交通利用環境刷新計画、同要綱第30条第2項の規定に基づき認定された旅行環境まるごと整備計画又は同要綱第76条第2項の規定に基づき認定された「道の駅」インバウンド対応拠点化整備計画(以下「公共交通利用環境刷新計画等」という。)に記載された補助対象事業であって、令和2年度において引き続き実施される見込みのあるもの(以下次項において「特定補助対象事業」という。)については、公共交通利用環境刷新計画等のうち特定補助事業に係る部分に関し、この要綱による認定を受けたものとみなす。
- 2 前項の特定補助対象事業を実施しようとする公共交通事業者等、指定市区町村等 又は「道の駅」設置・管理者は、第26条第1項の規定に基づいた刷新計画、第30条 第1項の規定に基づいた整備計画又は第80条第1項に基づいた拠点化整備計画を策 定し、地方運輸局長等を経由して、観光庁長官に提出しなければならない。

第3条 前条に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な経過措置については、令和2年度観光振興事業費補助金交付要領において定める。

附則

この要綱は、令和2年11月5日から施行する。

附 則

第1条 この要綱は、令和3年度予算から施行する。

## (経過措置)

第2条 本改正要綱の施行(令和3年3月24日)の際、現に改正前の要綱に基づき 行われているシェアサイクル導入促進事業は、改正前の要綱に基づき支援が受けら れるものとする。

第3条 前条に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な経過措置については、令和3年度観光振興事業費補助金交付要領において定める。

第3条 前条に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な経過措置については、令和2年度観光振興事業費補助金交付要領において定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月5日から施行する。

(新設)

別表1 (第5条第2項関係)

FAST TRAVEL 推進支援事業 (補助対象事業者等)

補助対 	象事業	補助対象事業者   	補助対象経費の区分   	補助率	
搭乗関連 手続きの 円滑化	顔忍テる続き シに乗の	航空旅客ターミナル施設(国際 線旅客を受け入れるものにし、 る。)を設置し、 又は管理する者	・航空旅客ターミナル施設における搭乗関連手続に係る顔認証対応機器の整備・改良(顔認証自動チェックイン機、顔認証自動手荷物預機、顔認証保安検査場自動ゲート、顔認証に自動搭乗ゲート、顔認証による各に本の一元化システムの導入に要する経費のうち、附帯工事費	1/2	
	各種手続きの自動	航空旅客ターミ ナル施設(国際	・航空旅客ターミナル施設にお ける搭乗関連手続に係る先進	1/2	

別表1(第5条第2項関係)

FAST TRAVEL 推進支援事業(補助対象事業者等)

TASI THAVEL JEE又没事	术(簡別/引豕事术1	<b>ヨ<i>寸</i></b> !	
補助対象事業	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助
			率
	# 1. <del></del>	h lorde life of a long to	1 (0
顔認証システムによる	航空旅客ターミ	・航空旅客ターミナル施設にお	1/2
搭乗手続きの円滑化	ナル施設(国際	ける搭乗関連手続に係る顔認	
	線旅客を受け入	証対応機器の整備・改良(顔認	
	┃れるものに限 ┃る。)を設置し、	証自動チェックイン機、顔認証 自動手荷物預機、顔認証保安検	
	又は管理する者	百動子何初頂機、顔認証保女機 査場自動ゲート、顔認証自動搭	
	人は日生する日	乗ゲート、顔認証による各機器	
		の一元化システムの導入に限	
		る。)に要する経費のうち本工	
		事費(資産の購入を含む。)、附	
		帯工事費	
自動チェ 各種手続	航空旅客ターミ	・航空旅客ターミナル施設にお	1/2
<u>ックイン</u> きの自動	ナル施設(国際	ける搭乗関連手続に係る先進	

11 141 7 101 16 7 1 7 1 7	White attempt of the control of		http://www.	// / 41. ====	始业力上京以上	WAN 6 #6 Hb - 71. 년 / 년 조[ 3	
化/航空   線旅客を受け入	機能の整備・改良(自動チェッ		等による	化/航空	線旅客を受け入	機能の整備・改良(自動チェッ	
保安検査 れるものに限	クイン機、自動手荷物預機、保		旅客利便	保安検査	れるものに限	クイン機、自動手荷物預機、保	
の円滑化 る。)を設置し、	安検査場自動ゲート、自動搭乗		<u>増進</u>	の円滑化	る。)を設置し、	安検査場自動ゲート、自動搭乗	
又は管理する者	ゲート、スマートレーン(自動				又は管理する者	ゲート、スマートレーン(自動	
	で手荷物の仕分け、搬送が可能					で手荷物の仕分け、搬送が可能	
	なレーン) の導入に限る。 ) に					なレーン)の導入に限る。)に	
	要する経費のうち本工事費 (資					要する経費のうち本工事費(資	
	産の購入を含む。)、附帯工事費					産の購入を含む。)、附帯工事費	
	・航空旅客ターミナル施設・航	1/2		地方空港	航空旅客ターミ	・航空旅客ターミナル施設にお	1/2
送等の円 ナル施設(国際	空機間の旅客輸送又は手荷物			の旅客利	ナル施設(国際	けるチェックインカウンター	
	輸送に係る先進機能の整備 (手			便増進	線旅客を受け入	の共用化 (CUTE システム) に要	
れるものに限	荷物搭降載補助機材、自動走行				れるものに限	する経費	
る。)を設置し、	トーイングトラクター、ランプ				る。ただし、成田	・航空旅客ターミナル施設にお	
又は管理する者	内情報共有ツール(スマートグ				国際空港、東京	けるインラインスクリーニン	
並びに国際線旅	ラス、タブレット)、自動走行バ				国際空港、中部	グシステム導入に伴う施設整	
客を受け入れる	ス)に要する経費				国際空港、関西	備に要する経費	
空港において地					国際空港、大阪	yii. Sty Charle	
上取扱業務に従					国際空港の航空		
事する者					旅客ターミナル		
旅客動線 旅客動線 航空旅客ターミ	・航空旅客ターミナル施設にお	1/2			施設を除く。)を		
の合理合理化シーナル施設(国際	けるチェックインカウンター	1, 2			設置し、又は管		
<u>化・高度</u>   <u>ステム</u>   線旅客を受け入	の共用化 (CUTE システム) に要				理する者		
$\frac{1}{\ell}$ $\frac{1}{\ell}$ $\frac{1}{\ell}$ $\frac{1}{\ell}$ $\frac{1}{\ell}$	する経費			手荷物輸	航空旅客ターミ	・航空旅客ターミナル施設・航	1/2
	・航空旅客ターミナル施設にお			送等の円	ナル施設(国際	空機間の旅客輸送又は手荷物	1, 2
国際空港、東京	けるインラインスクリーニン			滑化	線旅客を受け入	輸送に係る先進機能の整備(手	
国際空港、中部	グシステム導入に伴う施設整			11111	れるものに限	荷物搭降載補助機材、自動走行	
国際空港、関西	備に要する経費				る。)を設置し、	トーイングトラクター、ランプ	
国際空港、大阪	州に女子る社員				又は管理する者	内情報共有ツール (スマートグ	
国際空港の航空					並びに国際線旅	ラス、タブレット)、自動走行バ	
					客を受け入れる	ス)に要する経費	
					空港において地	八月に安する柱貝	
一					上取扱業務に従		
					工収扱系券に促		
選りの白				定 進 の わっ	尹りの日	, 結究投房カニミナル焼乳にお	1 /9
				<u>空港のお</u> もてなし	航空旅客ターミナル施設(国際	・航空旅客ターミナル施設にお ける観光・日本文化・自然情報	<del>1/2</del>
					<u>ナル肥政(国際</u> 9世界を3011	サン酸ル 日本文化 日然情報 学及伝理接の教歴 (デジタルユ	
				環境の充	<b>秋所各を支げ入</b> カスナのに阻	<del>守児信環境の登開(アンダルザ</del>    マラージ第)の動性に悪チック	
				寒	110000に限	<u>1 イイーン 寺 ) り 登                                </u>	
					る。)を設直し、	费	
					又は管理する者		

ビジネス ジェット 専用動線 専用動線 等         航空旅客ターミ ナル施設(国際 線旅客を受け入 れるものに限 る。)を設置し、 又は管理する者         ・ビジネスジェット利用客のた めの専用動線(CIQカウンター、 待合施設、エプロンルーフ、自 走式スロープ、専用通路)の整 備・改良に係る設計や整備に要 する経費
---

- 1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
- 2.補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入れ控除の対 象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができ ない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税 相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象 経費とした場合は、様式第12に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告 書等を添付して提出するものとする。

3. 国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、 又は交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象にはならな \ \ \ .

別表2 (第27条第2項関係)

公共交通利用	環境の革新等事業   補助対象事業者	
補助対象事	業者	
鉄道	・鉄軌道事業者 (※1・2)	
	・索道事業者	
	・索道施設を所有する者	
自動車	・一般乗合旅客自動車運送事業者	
	・一般貸切旅客自動車運送事業者(※3)	
	・一般乗用旅客自動車運送事業者	
	・一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者又	
	は一般乗用旅客自動車運送事業者に車両を貸与する者	
	・道路運送法第80条第1項の許可を受けた者(※4)	
	・バスターミナル事業者	
	・タクシー業務適正化特別措置法による適正化事業実施機関	

(注)

- 1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
- 2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入れ控除の対 象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができ ない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税 相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経 費とした場合は、様式第12に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等 を添付して提出するものとする。

3. 国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、 又は交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象にはならな 11

別表2(第27条第2項関係)

八十六涌利田彊培の苗新笔車業 補助対象重業者

公共又进州后	†現場の早利寺争未
補助対象事	業者
鉄道	· 鉄軌道事業者 (※ 1 · 2 )
	・索道事業者
	・索道施設を所有する者
自動車	・一般乗合旅客自動車運送事業者
	・一般貸切旅客自動車運送事業者(※3)
	・一般乗用旅客自動車運送事業者
	・一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者又
	は一般乗用旅客自動車運送事業者に車両を貸与する者
	・道路運送法第80条第1項の許可を受けた者(※4)
	・バスターミナル事業者
	・タクシー業務適正化特別措置法による適正化事業実施機関
	・一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、
	一般乗用旅客自動車運送事業者、道路運送法第80条第1項の許可を
	受けた者又はバスターミナル事業者を構成員に含む団体

	・一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、 一般乗用旅客自動車運送事業者、道路運送法第80条第1項の許可 を受けた者又はバスターミナル事業者を構成員に含む団体及びこ れらに準ずるものとして大臣が認定した者 ・自家用有償旅客運送者(オンデマンド交通(※5)を運行する場合
	に限る。)及びこれらの者に車両を貸与する者 ・超小型モビリティ(※6)の導入を行う地方公共団体、民間事業者 (法人格を有するものに限る。)、協議会(地方公共団体、民間事業
海事	者等により構成される合議体をいう。)及びこれらの者に車両を貸与する者・一般旅客定期航路事業者(※7)
1 <del>4年</del>	・人の運送をする不定期航路事業者(※7) ・旅客不定期航路事業者(※7) ・一般旅客定期航路事業者、人の運送をする不定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者に船舶を貸与する者
	・一般旅客定期航路事業者、人の運送をする不定期航路事業者又は旅 客不定期航路事業者を構成員に含む団体
港湾	・旅客船ターミナルを設置し、又は管理する者 ・協議会等(※8) ・港湾の利用促進に取り組む地方公共団体(港務局を含む。)
航空	・本邦航空運送事業者(※9) ・航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理する者(※10) ・空港の利用促進に取り組む地方公共団体及び協議会(※10)
その他	・公共交通事業者等で構成される団体 (キャッシュレス決済対応に限る。) ・シェアサイクル又はマイクロモビリティの貸出拠点を設置し、又は 管理する者
	・手ぶら観光カウンターを設置し、又は管理する者(国土交通省が手ぶら観光共通ロゴマーク掲出の認定をした、又は認定する見込みがあるものに限る。)(※11)
※ 1 : 「鉄動	道事業者  とは、鉄道事業法による鉄道事業者(旅客の運送を行うもの

- ※1:「鉄軌道事業者」とは、鉄道事業法による鉄道事業者(旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。)及び軌道法による軌道経営者(旅客の運送を行うものに限る。)をいう。ただし、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社を除き、大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者にあっては東京駅及び大阪駅から半径50キロメートル、名古屋駅から半径40キロメートルの範囲を除く地域(以下「地方部」という。)及び空港アクセスの路線に限る。
- ※2: 鉄軌道事業者であって他の鉄軌道事業者の事業に係る路線(外国人観光旅客

	│・自家用有償旅客運送者(オンデマンド交通(※5)を運行する場合 │
	に限る。)及びこれらの者に車両を貸与する者
	・超小型モビリティ(※6)の導入を行う地方公共団体、民間事業者
	(法人格を有するものに限る。)、協議会(地方公共団体、民間事業
	者等により構成される合議体をいう。)及びこれらの者に車両を貸
	与する者
海事	・一般旅客定期航路事業者(※7)
伊尹	
	・人の運送をする不定期航路事業者(※7)
	・旅客不定期航路事業者(※7)
	・一般旅客定期航路事業者、人の運送をする不定期航路事業者又は旅
	客不定期航路事業者に船舶を貸与する者
	・一般旅客定期航路事業者、人の運送をする不定期航路事業者又は旅
	客不定期航路事業者を構成員に含む団体
港湾	・旅客船ターミナルを設置し、又は管理する者
	・協議会等(※8)
	・港湾の利用促進に取り組む地方公共団体(港務局を含む。)
航空	<ul><li>・本邦航空運送事業者(※9)</li></ul>
/3/2	・航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理する者(※10)
	・空港の利用促進に取り組む地方公共団体及び協議会(※10)
その他	・公共交通事業者等で構成される団体(キャッシュレス決済対応に限
C 47   E	る。)
	・シェアサイクル又はマイクロモビリティの貸出拠点を設置し、又は
	管理する者 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	・手ぶら観光カウンターを設置し、又は管理する者(国土交通省が手)
	ぶら観光共通ロゴマーク掲出の認定をした、又は認定する見込みが
	あるものに限る。)(※11)
※1:「鉄軌	道事業者」とは、鉄道事業法による鉄道事業者(旅客の運送を行うもの

- ※1:「鉄軌道事業者」とは、鉄道事業法による鉄道事業者(旅客の運送を行うもの 及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに 限る。)及び軌道法による軌道経営者(旅客の運送を行うものに限る。)をいう。 ただし、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道 株式会社を除き、大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者にあ っては東京駅及び大阪駅から半径50キロメートル、名古屋駅から半径40キ ロメートルの範囲を除く地域(以下「地方部」という。)及び空港アクセスの 路線に限る。
- ※2: 鉄軌道事業者であって他の鉄軌道事業者の事業に係る路線(外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律第8条第1項により観光 庁長官が指定した区間に係るものに限る。)に観光列車を運行させるために、 自らが保有する鉄軌道車両の導入・改造等(導入・改造等後の鉄軌道車両が観 光列車である場合に限る。)を行うものを含む。

- の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律第8条第1項により観光 庁長官が指定した区間に係るものに限る。) に観光列車を運行させるために、 自らが保有する鉄軌道車両の導入・改造等(導入・改造等後の鉄軌道車両が観 光列車である場合に限る。)を行うものを含む。
- ※3:公益社団法人日本バス協会が実施する安全性や安全の確保に向けた取組状況 に係る評価認定を受けた貸切バス事業者に限る。
- ※4:「道路運送法第80条第1項の許可を受けた者」とは、所謂「レンタカー事業 者」のことをいう。
- ※5:「オンデマンド交通」とは、AI 等を活用して利用者の予約を管理し、最適な乗 車場所及び乗車順、経路、降車場所及び降車順を決定し、運送を行うものをい
- ※6:「超小型モビリティ」とは、コンパクトで小回りが利き、地域の手軽な移動の 足となる軽自動車よりも小さい二人乗り程度の自動車で、道路運送車両の保安 基準第55条第1項、第56条第1項及び第57条第1項に規定する国土 交通大臣が定めるものを定める告示(平成15年国土交通省告示第1320 号)に基づき、国土交通省の認定を受けたものをいう。
- ※7:日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体に 限る。
- ※8:本表「港湾欄」において協議会等とは、次の各号に掲げる者によって構成され る協議会又は港湾管理者が港湾施設の管理等を適正かつ確実に行うことがで きると認めた団体をいう。
  - 一 関係する地方公共団体(港務局を含む。)
  - 地方整備局(北海道開発局及び沖縄総合事務局を含む。)
  - 三 地方整備向(北伊里囲光内及びTTMMの日本300円でしていた。 三 その他訪日外国人旅行者を含む利用者の移動を円滑に行うための二次交 通の実情、その利用促進の取組に精通する者等協議会が認める者
- ※9:特定本邦航空事業者並びに成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西 国際空港及び大阪国際空港を除く。
- ※10:本表「航空欄」において協議会とは、空港法(昭和31年法律第80号)第 14条第1項に規定する協議会をいう。
- ※11:地方公共団体(港務局を含む。)、民間事業者(東日本旅客鉄道株式会社、東 海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社を除く。大手民鉄及び大手 民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者にあっては地方部における事業に限 る。特定本邦航空運送事業者を除く。)、航空旅客ターミナル施設(成田国際 空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び大阪国際空港の航空 旅客ターミナル施設を除く。)を設置し、又は管理する者及び協議会等に限 る。

- ※3:公益社団法人日本バス協会が実施する安全性や安全の確保に向けた取組状況に 係る評価認定を受けた貸切バス事業者に限る。
- ※4:「道路運送法第80条第1項の許可を受けた者」とは、所謂「レンタカー事業 者」のことをいう。
- ※5:「オンデマンド交通 | とは、AI 等を活用して利用者の予約を管理し、最適な乗 車場所及び乗車順、経路、降車場所及び降車順を決定し、運送を行うものをい
- ※6:「超小型モビリティ」とは、コンパクトで小回りが利き、地域の手軽な移動の 足となる軽自動車よりも小さい二人乗り程度の自動車で、道路運送車両の保安 基準第55条第1項、第56条第1項及び第57条第1項に規定する国土 交通大臣が定めるものを定める告示(平成15年国土交通省告示第1320 号)に基づき、国土交通省の認定を受けたものをいう。
- ※7:日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体に限
- ※8:本表「港湾欄」において協議会等とは、次の各号に掲げる者によって構成され る協議会又は港湾管理者が港湾施設の管理等を適正かつ確実に行うことがで きると認めた団体をいう。
  - 一 関係する地方公共団体(港務局を含む。)
  - 地方整備局(北海道開発局及び沖縄総合事務局を含む。)
  - 通の実情、その利用促進の取組に精通する者等協議会が認める者
- ※9:特定本邦航空事業者並びに成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西 国際空港及び大阪国際空港を除く。
- ※10:本表「航空欄」において協議会とは、空港法(昭和31年法律第80号)第 14条第1項に規定する協議会をいう。
- ※11:地方公共団体(港務局を含む。)、民間事業者(東日本旅客鉄道株式会社、東 海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社を除く。大手民鉄及び大手 民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者にあっては地方部における事業に限 る。特定本邦航空運送事業者を除く。)、航空旅客ターミナル施設(成田国際 空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び大阪国際空港の航空 旅客ターミナル施設を除く。)を設置し、又は管理する者及び協議会等に限

別表3 (第27条第2項関係) 公共交通利用環境の革新等事業	業(補助対象経費の区分及)	び補助率)		別表3 (第27条第2項関係) 公共交通利用環境の革新等事業 (補助対象経費の区分及び補助率) 補助対象経費の区分
【補助対象 細目 事業(必須 (1つのメ	補助対象経費の区分  補助対約	象区分		【補助対象   細目
メニュー) <b>]</b> ニューに細   下記の①か 目が複数あ ら <u>⑤</u> までの る場合は 1	鉄道 自動車	海航港シェ	7手	メニュー) 】       ニューに細 下記の①か 目が複数あ ら④までの る場合は1       鉄道       自動車       海 事       無 航 港 シ 7手 湾 ェ 2 荷

メ3施みー合メ外以ュ(のがあは二の三施た常定場て限ニつ(のがはニか上ー実メ3る、ュ全ュ)だ整さ合はりニルニる当ー3メ実済ュ以場該以のをす、がなつこでー上施ニる当ー3メ実済ュ以場該以のをす、がなつこでを実済ュ場該以つニ施み二上合メ外メ実。通想いいのなを実済ュ場該以つニ施み二上合メ外メ実。通想いいのな		<b>鉄軌道</b>	索道	バス	タクシー	レンタカー	自家用有償運送	超小型モビリティ						メ全(のがは三の三施た常定場て限いって、選メあ、ユ全ュ)だ整さ合はり、一実済ュ場該以のをる、がなつこでである。がなったで	り 上 実	鉄軌道	索道	バス	タクシー	レンタカー	自家用有償運送	超小型モビリティ					
い。 ①多言語対 応(事故・ 災害時等を 含む。)	多等識情置ペソ携スォ利も経言(、報、ーコ帯マン用の路語案可表ホジン電ー等でと検表内変示ー(又話トかきし索をは対してはないはやフらる、又	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	①多言語対 応(事故・ 災害時等を 含む。)	多等識情置ペソ携スォ利も言(、報、ーコ帯マン用の語案可表ホジン電ー等でと表内変示ー(又話トかきし記標式装ムパはやフらる、	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

はテす限のはラ表「記う要・のに費トプ等の・内タ端語訳機予ムるる多ピム記多等。す案多要(フリにも多・ブ末案シ器の)語トよ以語と)経放語るマン活るむ語訳ッ多・テ多え、地に等又グる下表いに費送化経ーア用も)案用ト言翻ム言ス供に等又グ	0	0		0			0	0		経はテす限のはラ表「記う要・のに費トプ等の・内タ端語訳機語窓路予ムるる多ピム記多等。す案多要(フリにも多・ブ末案シ器拡展的である。言クに(言」)る内言すスォのよ含言翻レ、内ス、声楽シ提の)語トよ以語と)経放語るマン活るむ語訳ッ多・テ多装式ス供に等又グる下表いに費送化経ーア用も)案用ト言翻ム言置な			0			0		0	
機器、多言 語拡声装置 等に要する 経費 多言語ロケ										等に安する 経費									
ーションシ ステムに要 する経費 訪日外国人	0		0		0	0				多言語ロケ ーションシ ステムに要 する経費	0	0		0	0				
が日外国人 旅行者対応 のための接 遇研修(人 件 費 は 除					0					訪日外国人 旅行者対応 のための接 遇研修(人				0					

	く)に要す る経費														件費は除く)に要す												
②無料 Wi- Fi サービス	無料公衆無 線LAN環 境の整備に 要する経費	0	0	0	0		0		0	0	0		0	②無料 Wi- Fi サービス	る経費 無料公衆無 線LAN環 境の整備に	0	0	0	0		0		0	0	0		0
③トイレの 洋式化	トイレの洋 式化向上、 能能トイレ の整備に する経費		0	0					0	0	0			③トイレの 洋式化	要する経費とは、インスでは、インスでは、インスでは、インスで、インスで、インスでは、インスでは、インスでは、インスでは、サービスをは、サービスをは、サービスをは、サービスをは、サービスをは、サービスをは、サービスをは、サービスをは、サービスをは、サードのようには、サービスをは、サービ	0	0	0					0	0	0		
<ul><li>④キャッシュレス決済対応</li></ul>	全で導元やト応乗Ⅰ化国カ入コクカ等車では、ーレー、船カーのが等ッ対画のドーのが等が対画のドーのが等が対画のドーのが等が対画のドーのが等が対画のドーのが等が対画のドーのが等が対画のドーのが等が対画のドールが	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	④キャッシュレス決済	す全C導元やト応乗Iル 経共一、一レー、船力 電力入コクカ等車C ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0
,,,,,	金画乗車船券の発行	0	0	0	0		0		0			0		対応	企画乗車船 券の発行	0	0	0	0		0		0			0	
	索道のキャス 対応、レン タカーカード 対応		0			0									索道シャンス マッ対応カート フロード 対応		0			0							

⑤感染症拡 大防止対策	感染症拡策 変変を 変変を が変える 変変する 世界である 変がある 変がある。 変がある。 でる。 である。 でる。 でる。 でる。 でる。 でる。 でる。 でる。 で	<u>O</u>	<u>O</u>	0	0	<u>O</u>	<u>O</u>	<u>O</u>	<u>O</u>	Q	<u>O</u>	Q	<u>O</u>					(新設)			
		補助対象経費の区分															補助対	対象経費の区分			
【補助対象事業(選択メニュー)】	¢m □	補助対象区分													【補助対象 事業 (選択 メニュー)】 以下の⑤か	ým □		補助対象[	区分		
以下の <u>⑥</u> か ら <u>⑨</u> までの メニューに	細目	鉄泊	道		E	自動車	車		海事	航空	港湾	シェアサ	手荷物配		以下の⑤が ら⑧までの メニューに	細目	鉄道	自動車	海事	范 港 湾	シェアサ 一

つ①で一上施ニる当一3メ実済ュ以合メ外メ実場整さ合にこるいかのを実済ュ場該以つニ施み一上はニのニ施合備れを支と。てらメ3施み一合メ外以ュ(のがあ、ュ全ュ))(がな除援がは⑤ニつ(のがはニか上一実メ3る当一て一す通想いく。すでは⑤ニカーのがはニか上一実メ3る当一て一す通想いく。すで、まュ以実メあ、ュらのを施ニつ場該以のをる常定場)るき、まュ以実メあ、ュらのを施ニつ場該以のをる常定場)るき		鉄軌道	索道	バス	タクシー	レンタカー	自家用有償旅客運送	超小型モビリティ						つ①で一施み一合メ外メ実場整さ合にこるいかのを(のがはニのニ施合備れを支と。てらメ全実メあ、ュ全ュ)(がな除援がは④ニて施ニる当一て一す通想いくすで、まュ実済ュ場該以のをる常定場)るき		鉄軌道	索道	バス	タクシー	レンタカー	自家用有償旅客運送	超小型モビリティ					
6 非常時の スマートフ ォン等の充 電環境の確 保	非常用電源 装置・情報 端末 に 源供 整備 に 要する 経費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	<ul><li>5非常時のスマートフォン等の充電環境の確保</li></ul>	非常用電源 装置・情報 端末への整 源供給機器 等の整備に 要する経費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

でかった。では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	旅移に費解ベスボグ等の工産含帯補事助にるる客動要(消ーローブにう事のむ工償務対直経。施円す段(ターデリ限ち費購。事費費象接費)設滑る差エープィッる、(入、費及(事要に)の化経のレ、、ンジ)本資を附、び補業す限					⑥ 大きなったのなができます。 のかでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	旅移に費解ベスボグ等の工産含帯補事助にるる客動要(消ーローブにう事のむ工償務対直経。施円す段(ターデリ限ち費購。事費費象接費)設滑る差エープィッる、(入、費及(事要に)の化経のレ、、ンジ)本資を附、び補業す限				0	0		
めの機能向 上	Lテに費車入設振備整整直施に費工産含Rム要(両、整軌、備備通設要の事のむてのす低の停備・変、、運整すう費購。シ整る床の留、道電車相転備るち(入、ス備経式導施制整所庫互化等経本資を附	0				めの機能向上	Lテに費車入設振備整整直施に費工産含用、要(両、整軌、備備通設要の事のむ、下のす低の停備、変、、運整すう費購。、シ整る床の留、道電車相転備るち(入、ス備経式導施制整所庫互化等経本資を附	0						

帯工事費及 び補償費)	帯工事費及 び補償費)	
イドスー動に費導に費両車の造スりイドスは両い型クの滑る両改るち及器、RTにすウ型りが応の連体が配名が成る時間でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	イドスー動に費導に費両車の造スりイドスは両が応夕両円す車・すう体機格(Bム行バ応つ連体が応夕両門す車・すう体機格(Bム行が応つ連体が応り型ががある。)	
これと一体 とと と と を 会 の 会 の 会 の 会 の の の の の の の の の の の の	Canal Ca	

<ul><li>8</li><li>8</li><li>8</li><li>8</li><li>8</li><li>8</li><li>8</li><li>8</li><li>8</li><li>9</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li></ul>	車る場要観サレイスルオッ水ス移の取なズに日け導に費両車の造両荷のす光イイク、シープ陸そ動を組観へ資外車入要の本載価費に物設る列クン、サップバ両のそ楽や光のす国両・すう体機格等お置置経車ル、ルイプンス用他のし新ニ対る人等改るち及器、)けきに費、トサバク、ト、バのもむたー応訪向の造経車び類改		0						<ul><li>でもむた一応</li><li>移の取なズ</li><li>のし新二対</li></ul>	車る場要観サレイスルオッ水ス移の取なズに日け導に費両車の造両荷のす光イイク、シープ陸そ動を組観へ資外車入要の本載価費に物設る列クン、サップバ両のそ楽や光のす国両・すう体機格等お置置経車ル、ルイプンス用他のし新ニ対る人等改るち及器、)けきに費、トサバク、ト、バのもむたー応訪向の造経車び類改				0		
<ul><li>9</li><li>様なニースが</li><li>する新たった</li><li>交通サービ</li></ul>	ロイン マディン ドシステン サディン は サディー マファー マステン は サラムの は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	(		0	(	0	0		8多様なニーズに対応	型オドシス サデ リン ア フ ス ス ス 条 に 要 よ る の の の の の の の の の の の の の の の の の の		0		0		
する新たな 交通サービ ス創出等	自家用有償 旅客運送の 運転者の育 成に要する 経費				(	0			する新たな 交通サービ ス創出等	自家用有償 原本 原本 原本 原本 度 の で る で る で る で る で る で る で る で る で る く る く						

	超リ入経機気充得電用設含小テに費器自電費気充置む型ィ要(類動設用自電工。モのす車、車備及動設事)ビ導る載電用取び車備を			0				
	シクイリ入経拠給びシ構るむェルクテに費点を管ス築経。ア又ロィ要(間調理テに費)イマビ導る出需及るのす含イマビ導る出需及るのす含					0		
	手荷かかりの用いる子のりの別の別の別の別の別の別の別の別の別の別のである。						0	
補助率		ı						補助率

- ・1/2 (必須メニュー① $\sim$ <u>⑤</u>を全て実施する場合。ただし、シェアサイクル 又はマイクロモビリティは1/3)
- ・1/3 (必須メニュー①~<u>⑤</u>のうち実施済がある場合。ただし、「<u>⑥</u>非常時のスマートフォン等の充電環境の確保」は必須メニューを全て実施しない場合でも補助率1/2)

超リ入経機気充得電用設含小テに費器自電費気充置む型ィ要(類動設用自電工。モのす車、車備及動設事)に導る載電用取び車備をじ導る載電用取び車備を				0				
シクイリ入経拠給びシ構るむェルクテに費点を管ス築経。ア又ロィ要(間調理テに費)サはモのす貸の整すム要をサはモのする出需及るのす含イマビ導る出需及るのす含						0		
手荷ないののりののりののののののののののののののののである。							0	

- ・1/2 (必須メニュー①~ $\underline{4}$ を全て実施する場合。ただし、シェアサイクル 又はマイクロモビリティは1/3)
- ・1/3 (必須メニュー①〜<u>④</u>のうち実施済がある場合。ただし、「<u>⑤</u>非常時のスマートフォン等の充電環境の確保」は必須メニューを全て実施しない場合でも補助率1/2)

(注)

- 1.「バス」の「③トイレの洋式化」はバスターミナルに限る。
- 2. インバウンド対応型バス車両の移動円滑化に要する経費については、当該補助対象経費に上記の補助率を乗じた額と当該補助対象経費と通常車両価格との差額に2/3を乗じて得た額のいずれか少ない額とする。
- 3. 海事の「③トイレの洋式化」は海上タクシー(航路を特定せずオンデマンド運航サービスを提供する船舶)を除く。
- 4. 自家用有償旅客運送の運転者の育成に要する経費とは、募集(運転者のなり手を確保するため、自家用有償旅客運送実施地域における周知や、地元住民に対する運転者募集のための説明会の開催等をいう。)、訪日外国人旅行者対応のための接遇研修(法定講習にある運転演習とは別に運転者が受講する接遇品質向上に資する講習をいう。)受講に要する経費をいう。
- 5. 相乗りタクシー、自家用有償旅客運送、海上タクシー、超小型モビリティ、シェアサイクル及びマイクロモビリティは、ITを活用した地域における様々な移動手段及び観光サービスを含む様々なサービスを組み合わせて1つの移動サービスとして提供するためのシステムに組込まれているもの又は当該年度に組込まれる予定のものに限る。
- 6. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
- 7. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第 12 に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

8. 国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、又は交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象にはならない。

(注)

- 1.「バス」の「③トイレの洋式化」はバスターミナルに限る。
- 2. インバウンド対応型バス車両の移動円滑化に要する経費については、当該補助対象経費に上記の補助率を乗じた額と当該補助対象経費と通常車両価格との差額に<u>1</u>/2を乗じて得た額のいずれか少ない額とする。
- 3. 海事の「③トイレの洋式化」は海上タクシー(航路を特定せずオンデマンド運航サービスを提供する船舶)を除く。
- 4. 自家用有償旅客運送の運転者の育成に要する経費とは、募集(運転者のなり手を確保するため、自家用有償旅客運送実施地域における周知や、地元住民に対する運転者募集のための説明会の開催等をいう。)、訪日外国人旅行者対応のための接遇研修(法定講習にある運転演習とは別に運転者が受講する接遇品質向上に資する講習をいう。)受講に要する経費をいう。
- 5. 相乗りタクシー、自家用有償旅客運送、海上タクシー、超小型モビリティ、シェアサイクル及びマイクロモビリティは、ITを活用した地域における様々な移動手段及び観光サービスを含む様々なサービスを組み合わせて1つの移動サービスとして提供するためのシステムに組込まれているもの又は当該年度に組込まれる予定のものに限る。
- 6. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
- 7. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象 となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第 12 に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

8. 国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、又は交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象にはならない。

別表3の2 (第27条第2項関係)

公共交通利用環境の革新等事業(利用者にとっての最適経路による移動手段と観光 サービスを一括して提供することで特定観光地における周遊を促す事業に限る。)(補助対象経費の区分及び補助素)

助対象経費の	の区分及び補助率)		
補助対象 事業	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
公機行デの化	地方公共団体、公共交通事業者又はこれらを構成員とする協議会等	・・ 生物では、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	1/2
観光地で の観光増する 促ビス 供	補助対象事業の実施に関係する者により構成される協議会、地方公共団体又は地方公共団体と連携した民間事業者	IT を活用した地域における様々な移動手段及び観光サービスを含む様々なサービスを組み合わせて1つの移動サービスとして提供するためのシステム構築等に要する経費	1/2
(注)			

- 1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
- 2.補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象 となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができ ない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税 相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経 費とした場合は、様式第 12 に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等 を添付して提出するものとする。

別表3の2 (第27条第2項関係)

公共交通利用環境の革新等事業(利用者にとっての最適経路による移動手段と観光サ ービスを一括して提供することで特定観光地における周遊を促す事業に限る。)(補 助対象経費の区分及び補助率)

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	70万人0个用助平/		
補助対象 事業	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
公機行デの発見の化	地方公共団体、公共交通事業者又はこれらを構成員とする協議会等	・事話、田供師の場合の場合を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を	1/2
観の観が関が出まれる。観が開光間が出まれる。現代でも、関ができます。	補助対象事業の実施に関係する者により構成される協議会、地方公共団体又は地方公共団体と連携した民間事業者	IT を活用した地域における 様々な移動手段及び観光サー ビスを含む様々なサービスを 組み合わせて1つの移動サー ビスとして提供するためのシ ステム構築等に要する経費	1/2
(注)			

(注)

- 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
- 2.補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象 となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができ ない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税 相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経 費とした場合は、様式第 12 に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等 を添付して提出するものとする。

	3 1 条第 2 項関係) まちあるき」の満足度向上整備	士/经事类 / 法队为负事类老学 <b>)</b>			3 1 条第 2 項関係) まちあるき」の満足度向上整備	士/经事类 / <b>法</b> 队为免事类之类)	
観工地の「 補助対象 事業	まらのると」の個定度可工整備  補助対象事業者	文援事業(補助対象事業有等) 補助対象経費の区分	補助率	観工地の「 補助対象 事業	まりののと」の個定度可工整備   補助対象事業者 	文援事業(補助対象事業有等)   補助対象経費の区分 	補助率
多案の機関を関する。	地方、民間事業 (港 (東 (東 ) 年 ) 年 ) 年 ( 港 (東 ) 年 ) 年 ) 年 ( 港 (東 ) 年 ) 年 ) 年 ( 港 (東 ) 年 ) 年 ) 年 ( 港 (東 ) 年 ) 年 ) 年 ( 市 ) 年 ) 年 ( 市 ) 年 ) 年 ( 市 ) 年 ) 年 ( 市 ) 年 ) 年 ( 市 ) 年 ) 年 ( 市 ) 年 ) 年 ( 市 ) 年 ) 年 ( 市 ) 年 ) 年 ( 市 ) 年 ) 年 ( 市 ) 年 ) 年 ) 年 ( 市 ) 年 ) 年 ) 年 ) 年 ) 年 ( 市 ) 年 ) 年 ) 年 ) 年 ) 年 ) 年 ) 年 ) 年 ) 年 )		1/2	多案の機能を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を	地。)、民間事業とは、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	多言語観光案内標識の整備に要する経費	1/2
観光トの等語が高います。	地方公共団体(港務局を含を表別体(港務局を名と、東団事業者、東田本ののでは、東田本のでは、東田本のでは、東京国際では、東京国際で、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、	観光スポットの掲示物・H P等の多言語化に要する経 費	1/2	観ッテンタを開発を受ける。	地方公共団体(港務局を含を大きな、東京国際空港の航空旅客の、民間事業社、東日を教育の、民間事業社、東日本の、大道株式会社を、東日本の、大道株式会社を、東京の、大学を、大学を、大学を、大学を、大学を、大学を、大学を、大学を、大学を、大学を	観光スポットの掲示物・H P等の多言語化に要する経 費	1/2

	T	T	Т		T	T	1
	ル施設を除く。)を設置し、又 は管理する者及び協議会等				ル施設を除く。)を設置し、又は管理する者及び協議会等		
無料公衆 無線LA N環境の 面的整備	地方公共団体(港務局を高く、一方公共団体(港務局を発展、東田本学・大大大学、大大学、大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大	面的な無料公衆無線LANの整備における設備等の購入・設置に要する経費	1/2	無料公衆 無線LA N環境の 面的整備	地方公共団体(港務局を本族、東海体、大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	面的な無料公衆無線LANの整備における設備等の購入・設置に要する経費	1/2
<u>ワーケション環境</u> <u>の整備</u>	地方公共団体(港務局を含む。)、民間事業者(東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社を除く。大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者にあっては地方部における事業に限る。特定本邦航空運送事業者を除く。)、航空旅客ターミナル施設(成田国際空港、関西国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び大阪国際空港の航空旅客ターミナル施設を除く。)を設置し、又は管理する者及び協議会等	<u>ワーケション環境の整備に</u> 要する経費	1/2	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	(新設)	<u>(新設)</u>
多言語対	地方公共団体(港務局を含	多言語対応、先進的な決済	1/2	多言語対	地方公共団体(港務局を含	多言語対応、先進的な決済	1/2

			1		T	and the fitting and a sale of the	
応、 決済 境	む。)、観光地域づくり法その(DMO)(DMO)に観光中では高いでは高いでは高いでは高いでは高いでは高いでは高いでは高いでは、高いでは、	環境の整備に要する経費		応、先選 境 (では、 (では、 (では、) (でも、) (でも ) (でも ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	む。)、観光地域づくり法人 (DMO)(DMO又はそ の候補として観光庁長官の 登録を受けた法人であって 指定市区町村の区域において事業を行うもの)、商工会 議所、商工会、観光協会、その他地域におり組む法人 は団体及び協議会等	環境の整備に要する経費	
	地方公共団体(港番者(東京)と、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、	多様な宗教・生活習慣への 対応力の強化に要する経費 (情報発信を目的とする経 費に限る。)	1/2		地方公共団体(港務者(東田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	多様な宗教・生活習慣への 対応力の強化に要する経費 (情報発信を目的とする経 費に限る。)	1/2
公衆トイ レ	地方公共団体(港務局を含む。)、民間事業者(東日本旅		1/2	公衆トイ レ	地方公共団体(港務局を含む。)、民間事業者(東日本旅		1/2

	客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社を除く。東海旅客、連出会社を除く。大西と、連ば会社を除る。大手では、東京とのでは、東京とは、東京国際空港のが、大学、大田国際空港、大田国際空港、大田国際空港、大田国際空港、大田国際空港、大田国際空港を設まり、大学、大田国際でで、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、				客鉄道株式会社、東海旅客鉄 道株式会社及び西日本旅名 鉄道株式会社を除く。 鉄及び大手民鉄に準者 都市間辺方部に連業者 で限る。特定本邦航空運 業者より、成田国際空港 をは、関西国際空港及が一 東京国際空港及が一 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	する経費	
観光で	D段 む。)、民間事業者(東日本旅 実施工会社、東田本旅 を鉄道株式とび降に では、東田大会社を をはずるに が、では、東田大会社を のでは、東田大会社を のでは、大のでは、 では、東田大会社を のでは、 では、東田では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、		1/2	観光スポットの解消	地方公共団体(港務局を含されて、という、民間事業社、海田・大学、民間事業社、東田・大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大	・観光スポットにおける段差の解消(エレベー)に要する。)に要するのうち工事費(資事費及び事務費(補助対象事業に直接要する経費に直接要する経費にある。))	1/2
ICT を 用した ミ箱 備	<u>地方公共団体(港務局を含</u> <u>む。)、民間事業者(東日本旅</u>	ICT を活用したゴミ箱の整備に要する経費	1/2	(新設)	_(新設)_	_(新設)_	(新設)

<u>混雑状況</u> の「見え る化」と 推奨ルー	古屋駅から半径 40 キロメートルの範囲を除く地域(以下「地方部」という。)における事業に限る。特定本邦航空運送事業者を除く。)、航空旅客ターミナル施設(成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港及び大阪国際空港の航空旅客ターミナル施設を除く。)を設置し、又は管理する者及び協議会等地方公共団体(港務局を含む。)、民間事業者(東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客	面的な混雑状況の「見える 化」と推奨ルートの表示の 整備における設備等の購 入・設置に要する経費	1/2	(新設)	_(新設)_	_(新設)_	_(新設)_
トの表示	提供式会社を除く。大手民 鉄道株式会社を除く。大手民 鉄及び大手民鉄に準ずる大 都市周辺の民鉄事業者にあっては地方部における事業 に限る。特定本邦航空運送事 業者を除く。)、航空旅客ター ミナル施設(成田国際空港、 東京国際空港、中部国際空 港、関西国際空港及び大阪国 際空港の航空旅客ターミナ ル施設を除く。)を設置し、又 は管理する者及び協議会等	八・政国に安する柱頂					
デザジー サジー 大 大 大 大 大 大 発 発 の 代 と 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	地方公共団体(港務局を含む。)、民間事業者及び民間事業者及び民間事業者(東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社会社会、東海旅客鉄道株式会会社を除く。大手民鉄及び大手の鉄事業者にあっては、地方のよりででは、地方の事業に限る。特定をいる事業に限る。特定のよりでは、地方のよりでは、地方のよりでは、地方のよりでは、地方のよりでは、地方のよりでは、地方のよりでは、地方のよりでは、地方のよりでは、地方のよりでは、地方のよりでは、地方のよりでは、地方のよりには、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	デジタルサイネージを活用 した災害時情報発信機能の 整備に要する経費	1/2	デザジし情機 化 () () () () () () () () () () () () ()	地方公共団体(港務局を含む。)、民間事業者及び民間事業者(東日本旅客鉄道株式会社及社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社を除く。大手民鉄及び大手の鉄事業者にあっては、地方部における事業に限る。特定部が空運送事業者は除く。)、航空旅客ターミナル施設(成	デジタルサイネージを活用 した災害時情報発信機能の 整備に要する経費	1/2

	田国際空港、東京国際空港、				田国際空港、東京国際空港、		
	中部国際空港、関西国際空港				中部国際空港、関西国際空港		
	及び大阪国際空港の航空旅				及び大阪国際空港の航空旅		
	客ターミナル施設を除く。)				客ターミナル施設を除く。)		
	を設置し、又は管理する者及				を設置し、又は管理する者及		
	び協議会等				び協議会等		
観光案内	地方公共団体(港務局を含	·外国人観光案内所(日本政	1/2	観光案内	地方公共団体(港務局を含	·外国人観光案内所(日本政	1/2
既几来的	む。)、民間事業者(東日本旅	府観光局がカテゴリー I 以	1 / 2		む。)、民間事業者(東日本旅	府観光局がカテゴリーⅠ以	1 / 2
17/1				所	U。//		
	客鉄道株式会社、東海旅客鉄	上の認定をした又は認定す			客鉄道株式会社、東海旅客鉄	上の認定をした又は認定す	
	道株式会社及び西日本旅客	る見込みがあるものに限			道株式会社及び西日本旅客	る見込みがあるものに限	
	鉄道株式会社を除く。大手民	る。) における先進機能の整			鉄道株式会社を除く。大手民	る。) における先進機能の整	
	鉄及び大手民鉄に準ずる大	備(多言語案内・翻訳用タブ			鉄及び大手民鉄に準ずる大	備 (多言語案内・翻訳用タブ	
	都市周辺の民鉄事業者にあ	レット端末、多言語案内・翻			都市周辺の民鉄事業者にあ	レット端末、多言語案内・翻	
	っては地方部における事業	訳システム機器)、無料公衆			っては地方部における事業	訳システム機器)、無料公衆	
	に限る。特定本邦航空運送事	無線LAN環境の整備に要			に限る。特定本邦航空運送事	無線LAN環境の整備に要	
	業者を除く。)、航空旅客ター	する経費			業者を除く。)、航空旅客ター	する経費	
	ミナル施設(成田国際空港、	·外国人観光案内所(日本政			ミナル施設(成田国際空港、	·外国人観光案内所(日本政	
	東京国際空港、中部国際空	府観光局がカテゴリーⅡ以			東京国際空港、中部国際空	府観光局がカテゴリーⅡ以	
	港、関西国際空港及び大阪国	上の認定をした又は認定す			港、関西国際空港及び大阪国	上の認定をした又は認定す	
	際空港の航空旅客ターミナ	る見込みがあるものに限			際空港の航空旅客ターミナ	る見込みがあるものに限	
	ル施設を除く。)を設置し、又	る。) における先進機能の整			ル施設を除く。)を設置し、又	る。) における先進機能の整	
	は管理する者及び協議会等	備(VR機器、デジタルサイ			は管理する者及び協議会等	備(VR機器、デジタルサイ	
	は自住する有及い励成云子	ネージ、多言語音声ガイド、			は自住する有及の励成云寸	ネージ、多言語音声ガイド、	
		A I チャットBot)、多言				A I チャットBot)、多言	
		語での情報発信に関わる整				語での情報発信に関わる整	
		備·改良(案内標識、掲示物、				備·改良(案内標識、掲示物、	
		ホームページ、コンテンツ				ホームページ、コンテンツ	
		作成、案内放送)、免税対応				作成、案内放送)、免税対応	
		端末の整備、地域における				端末の整備、地域における	
		コト消費促進のための環境				コト消費促進のための環境	
		整備、外国人観光案内所の				整備、外国人観光案内所の	
		整備・改良(施設の新築を含				整備・改良(施設の新築を含	
		む整備・改良に係る設計・施				む整備・改良に係る設計・施	
		工、洋式トイレの整備及び				工、洋式トイレの整備及び	
		清潔等機能向上等)に要す				清潔等機能向上等)に要す	
		る経費				る経費	
		少江兵	j .			シ 江 旦	

観光拠点交情報設	地方公共団体(港務局を含 大田本(港務局を 大田事業者(東海本社、東海本社、東海本社、東海本社、東海本社、東海本社、東海本社、東海本社を 大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大	拠点に関する情報提供や、 観光拠点に関連した交流機 会(体験・学習等)の提供を	1/2	観光・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	地方公共団体(港務局を含意を含意を含意を表して、とは、東海には、東海には、東海には、東海には、東海には、東海には、東海には、東海に	観や流供こけ器字下無整に識コ送設を計及要 ・では親や流供こけ器字、機名公、わ情に ・では現立に対している。) ・では親という。) ・には ・には ・には ・には ・には ・には ・には ・には ・には ・には	1/2
手ぶら観光	地方公共団体(港務局を含施、と同事業者(東海本客語の大田間事業者(東海本客語の主要を受ける。)、民間事業者(東海本名とは、東田本の主要を受ける。大きのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	土交通 生交が が掲する。) が掲記しがのる。) が掲定る。) が掲定る。) が掲定る。) が掲定る。) がある。) がある。) がある。) がある。) がある。) がある。 が、またる。 は、た。 は、たる。 は、た。 は、たる。 は、た。 は、 は、た。 は、 は、た。 は、た。 は、た。 は、た。 は、た。 は、た。 は、た。 は、た。 は、た。 は、た。 は、 は、た。 は、た。 は、た。 は、た。 は、た。 は、た。 は、た。 は、た。 は、た。 は、た。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	1/2	手ぶら観光	地方公共団体(港務局を含 を本。)、民間事業者、東日本と 道株式会社、東日本大子 道株式会社を除る。 道株式会社を除る。 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、	手 生 生 生 生 生 生 生 し に し に し に し に し に し に に し に に に に の の る の の の の の の の の の の の の の	1/2

(外光に非源び末源器 )観所る電及端電機備	は管理する者及び協議会等  (削除) 地方公共団体(港務局を含む。)、民間事業者(東日本旅客鉄道株式会社、東海府客鉄道株式会社を除る。大手民鉄及び大手民鉄及び大手民鉄及び大手民鉄及び大手民鉄及び大手民鉄の民間、中部の大きの航空港、東京国際空港、中部国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、	ジスできる。 ジスできるるかに というのでは ができる。 がいたいである。 がいたいである。 がいたいである。 がいたいである。 がいたいである。 がいたいである。 がいたいである。 がいたいである。 がいたいである。 がいたいである。 がいたいである。 がいるが、 がいが、	(削除) <del>1/2</del>	外光に <u>非源び</u> 末源器 <u>観所る電及端電機</u> 備	は管理する者及び協議会等 地方公共団体(港務局を含さ、民間事業者(東田本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社を除く。大手民鉄に準ずる上土で、大手民鉄に準まといる。特定本邦航空運送事業者を除く。)、航空旅客を上、東京国際空港、中部国際空港及び大阪国際空港の航空旅客ターミナル施設を除く。)を設置し、ア	ジ(パファンは携帯を対して、アンは携帯を対して、アンカーできるを対して、アンカーである。)、送の上のでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのででは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーでは、カーでは、カーでは、カーでは、カーでは、カーでは、カーでは、カー	1/2	
	阪国際空港の航空旅客ター				際空港の航空旅客ターミナ			
(注)				(注)			1	

- 1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
- 2.補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も 補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第12に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

3. 本表において協議会等とは、空港法 (昭和31年法律第80号) 第14条第1項 に規定する協議会に加えて、次の各号に掲げる者によって構成される協議会又は港 湾管理者が港湾施設の管理等を適正かつ確実に行うことができると認めた団体を いう。

- 1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
- 2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第12に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

3. 本表において協議会等とは、空港法(昭和31年法律第80号)第14条第1項に規定する協議会に加えて、次の各号に掲げる者によって構成される協議会又は港湾管理者が港湾施設の管理等を適正かつ確実に行うことができると認めた団体をいう。

- 関係する地方公共団体(港務局を含む。)
- 地方整備局(北海道開発局及び沖縄総合事務局を含む。)
- 三 その他訪日外国人旅行者を含む利用者の移動を円滑に行うための二次交通の 実情、その利用促進の取組に精通する者等協議会が認める者
- 4. 本表において地域における観光まちづくりに取り組む団体とは、観光資源等を活 用した地域経済の活性化を目的として構成員に地方公共団体又は代表者に法人格 を有する者を含む組織をいう。
- 5. 観光案内所の項中「認定」とは、「外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針」 (平成30年4月)に基づく日本政府観光局の認定をいう。
- 6.「公衆トイレ」とは広く無料で提供されているトイレをいう。
- 7. 国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、 又は交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象にはならな *۱* ۷

- 関係する地方公共団体(港務局を含む。)
- 地方整備局(北海道開発局及び沖縄総合事務局を含む。)
- 三 地万整備局(北海道開発同及い沖縄総合事務同を含む。) 三 その他訪日外国人旅行者を含む利用者の移動を円滑に行うための二次交通の 実情、その利用促進の取組に精通する者等協議会が認める者
- 4. 本表において地域における観光まちづくりに取り組む団体とは、観光資源等を活 用した地域経済の活性化を目的として構成員に地方公共団体又は代表者に法人格 を有する者を含む組織をいう。
- 5. 観光案内所の項中「認定」とは、「外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針」 (平成30年4月)に基づく日本政府観光局の認定をいう。
- 6.「公衆トイレ」とは広く無料で提供されているトイレをいう。
- 7. 国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、 又は交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象にはならな 11

	3 4 条第 2 項関係) 資源高質化支援事業(	補助対象事業者等)			3 4 条第 2 項関係) 資源高質化支援事業(	補助対象事業者等)	
	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率		補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
歴史的観 光資源の 高質化	地方公共団体、民間事業者等	・歴史的なまちなみを阻害する建築物 <u>・空地</u> 等の 美装化 <u>・緑化</u> 、除却に要する経費	1/3(ただし、補助対象 事業者以外の者が実 施する事業にあって は、補助対象事業者が 補助する経費の2分 の1以内で、かつ、 該事業に要する経費 の3分の1以内)	歴史的観 光資源の 高質化	地方公共団体、民間 事業者等	・歴史的なまちなみを阻害する建築物等の美装化、除却に要する経費	1/3(ただし、補助対象 事業者以外の者が実施する事業にあっては、補助対象事業者の2 は、補助対象事業の2 が補助する経費の2 の1以内で、かつ、 該事業に要する経費の3分の1以内)
対象となれ ない場合 は 相当額と 経費とし	る消費税相当分につい 補助対象経費に係る消 は、その旨を記した理 補助対象とするものと	うち、仕入控除を行う場合 ては、補助対象としないも 費税のうち、一部又は全部に 由書を申請書に添付し、補助 する。上記により消費税相 に当該補助対象事業完了年 する。	のとする。 こついて仕入控除ができ 対対象経費に係る消費税  当額を含めて補助対象	象となる。 をまい場合い 相当としたり	肖費税相当分について 前助対象経費に係る消 は、その旨を記した理 前助対象とするものと	うち、仕入控除を行う場合には、補助対象としないもの 費税のうち、一部又は全部に 由書を申請書に添付し、補助 する。上記により消費税相当 当該補助対象事業完了年度の。	とする。 こついて仕入控除ができ 助対象経費に係る消費税 4額を含めて補助対象経

別表 6 <u>(削除) <del>(第 5 4 条第 2 項関係)</del></u>	別表6(第54条第2項関係)
シェアサイクル導入促進事業 (補助対象事業者等)	シェアサイクル導入促進事業(補助対象事業者等)
補助対象事業者・・補助対象経費の区分・・・・・補助率・・・・	補助対象事業者補助対象経費の区分補助率
シェアサイクル       地方公共団体、協議会         ・多言語による案内及び情報提供に関する整備・改良に要する経費・シェアサイクルに関する整備・改良に要する経費・ 拠点機能の導入に要する経費	シェアサイクル       地方公共団体、協議会         ・多言語による案内及び情報提供に関する整備・改良に要する経費・シェアサイクルに関する整備・改良に要する経費・・シェアサイクルに関する整備・改良に要する経費・・拠点機能の導入に要する経費
(注) 1. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第12に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。 2. 補助対象経費には、マイクロモビリティに関するものを含む。 3. 協議会は、地方公共団体を構成員に含むものとする。	(注) 1.補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第12に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。 2. 補助対象経費には、マイクロモビリティに関するものを含む。 3. 協議会は、地方公共団体を構成員に含むものとする。

別表7(第58条第2項関係) 観光地域振興無電柱化推進事業(補助対象事業者等)			
<b>小</b> 率			
対象経費の			
前助対象事			
(補助対象			
助対象経			
を間接補			
者に補助)			

(注)

補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入れ控 除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。 また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除

に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。これにより消費税相当額 を含めて補助対象経費とした場合は、様式第12に当該補助対象事業完了年 度の消費税の確定申告書等を添付して地方整備局長等に提出するものとす る。

※2 地方整備局長等は、前項による消費税の額の確定に伴う報告書の提出を受

(注)

補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入れ控 除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。 また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除 に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。これにより消費税相当額 を含めて補助対象経費とした場合は、様式第12に当該補助対象事業完了年 度の消費税の確定申告書等を添付して地方整備局長等に提出するものとす る。

※2 地方整備局長等は、前項による消費税の額の確定に伴う報告書の提出を受

けた場合は、様式第23の消費税の額の確定報告書により、速やかに大臣に 報告するものとする。

けた場合は、様式第23の消費税の額の確定報告書により、速やかに大臣に 報告するものとする。

## 別表8(第73条第2項関係)

先准的なサイクリング環境整備事業(補助対象事業者等)

	レノファフルを	证证佣事术 (佣奶//多事术百寸/	
	補助対象事 業者	補助対象経費の区分	補助率
先なクグ整備 がイン境	地方公共団 体、協議会	・多言語による案内標識の整備 に要する経費 ・受入環境の整備に要する経費 ・情報発信・プロモーションに要 する経費	1/2
/ >>- \			

(注)

- 1. 本表において協議会とは、次の各号に掲げる者によって構成される協議会をい
  - 関係する地方公共団体
- 地方整備局(北海道開発局及び沖縄総合事務局を含む。)観光関係団体、商工関係団体、自転車関係団体、その他協議会が必要と認める

別表8 (第73条第2項関係)

先准的なサイクリング環境整備事業(補助対象事業者等)

_				
		補助対象事 業者	補助対象経費の区分	補助率
	先なクグ整 的イン境	地方公共団体、協議会	・多言語による案内標識の整備 に要する経費 ・受入環境の整備に要する経費 ・情報発信・プロモーションに要 する経費	1/2
	( ) <del>}</del> \			

(注)

- 1. 本表において協議会とは、次の各号に掲げる者によって構成される協議会をい
  - 一 関係する地方公共団体
- 二 地方整備局(北海道開発局及び沖縄総合事務局を含む。) 三 観光関係団体、商工関係団体、自転車関係団体、その他協議会が必要と認める

別表9(第77条第2項関 古民家等観光資源化支援事				第77条第2項関 観光資源化支援事	係) 業(補助対象事業者等)	
補助対象事業者		補助率		補助対象事業者	補助対象経費**1の区分	補助率
古民家 等観光 資源化 民間事業者等	多言後多で を大力をに を大力をに を大力をに を大力をに を大力をに を大力をに を大力をに を大力を で大力を を大力を を大力を で大力を を大力を で大力を を大	地方公共団体 1/2	古等資源化	地方公共団体、民間事業者等	を記された。	地方公共団体

※1 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入れ控除 の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除 ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費 に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額 を含めて補助対象経費とした場合は、様式第12に当該補助対象事業完了年 度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

※2 民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、補助対象経費の合計の3 分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額を地方公 共団体に補助する。

※1 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入れ控除 の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除 ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費 に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額 を含めて補助対象経費とした場合は、様式第12に当該補助対象事業完了年 度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

※2 民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、補助対象経費の合計の3 分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額を地方公 共団体に補助する。

## ※3 簡易な耐震補強に係る国の補助金の額は、1,000,000円/棟を限度とす

別表10 (第81条第2項関係) 「道の駅」インバウンド対応拠占化整備事業(補助対象事業者等)

直の駅	」1ンハワント対心拠点	化整備事業(補助对冢事業者等)	)
補助対 象事業	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
多 案 構	地方公共団体 (港務局 を含む。)、民間事業 者、航空旅客ターミナ ル施設を設置し、又は 管理する者及び協議 会等	多言語案内の整備に要する経 費	1/2
無 無 果 れ 現 現 り で の を 備	地方公共団体(港務局を含む。)、民間事業者、航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理する者及び協議会等	面的な無料公衆無線LANの整備における設備等の購入・設置に要する経費	1/2
<u>ワーケ</u> <u>ーショ</u> ン環境 の整備	地方公共団体(港務局を含む。)、民間事業者、航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理する者及び協議会等	<u>ワーケション環境の整備に要</u> する経費	1/2
多対 先 決境 語、的環	地方公共団体 (港務局を含む。)、民間事業者、航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理する者及び協議会等	多言語対応、先進的な決済環境の整備及び多様な宗教・生活習慣への対応力の強化の整備に要する経費(ただし、多様な宗教・生活習慣への対応力の強化は、情報発信を目的とする経費に限る。)	1/2
公衆トイレ	地方公共団体 (港務局を含む。)、民間事業者、航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理する者及び協議会等	公衆トイレの洋式便器の整備 及び清潔等機能向上に要する 経費	1/2

別表10(第81条第2項関係)

「道の駅」インバウンド対応拠点化整備事業(補助対象事業者等)
--------------------------------

追の駅	」1~ハソ~F刈心拠点	化整偏争亲(伸助对家争亲有寺	<i>)</i>
補助対 象事業	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
多 案 開 整備	地方公共団体(港務局を含む。)、民間事業者、航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理する者及び協議会等	多言語案内の整備に要する経 費	1/2
無 無 出 現 無 れ り で の を 備	地方公共団体(港務局を含む。)、民間事業者、航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理する者及び協議会等	面的な無料公衆無線LANの整備における設備等の購入・設置に要する経費	1/2
(新設)	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
多対先決境 完成 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 8 8 8 8	地方公共団体(港務局を含む。)、民間事業者、航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理する者及び協議会等	多言語対応、先進的な決済環境の整備及び多様な宗教・生活習慣への対応力の強化の整備に要する経費(ただし、多様な宗教・生活習慣への対応力の強化は、情報発信を目的とする経費に限る。)	1/2
公衆トイレ	地方公共団体 (港務局を含む。)、民間事業者、航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理する者及び協議会等	公衆トイレの洋式便器の整備 及び清潔等機能向上に要する 経費	1/2

<u>混雑状</u> <u>況 の</u> 「見え る化」	地方公共団体 (港務局 を含む。)、民間事業 者、航空旅客ターミナ ル施設を設置し、又は 管理する者及び協議 会等	混雑状況の「見える化」の整備における設備等の購入・設置に要する経費	1/2	(新設)	(新設)	<u>(新設)</u>	(新設)
子供連れ環境の整備	地方公共団体(港務局を含む。)、民間事業者、航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理する者及び協議会等	子供連れ環境に資する設備の 整備に要する経費	1/2	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	(新設)
ICT を       活用ゴミ       箱備	地方公共団体 (港務局を含む。)、民間事業者、航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理する者及び協議会等	ICT を活用したゴミ箱の整備 に要する経費	1/2	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
段差の解消	地方公共団体 (港務局を含む。)、民間事業者、航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理する者及び協議会等	段差の解消(エレベーター、 スロープ等に限る。)に要する経費のうち工事費(資産の 購入を含む。)、附帯工事費及 び事務費(補助対象事業に直 接要する経費に限る。)	1/2	段差の解消	地方公共団体(港務局を含む。)、民間事業者、航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理する者及び協議会等	段差の解消(エレベーター、 スロープ等に限る。)に要す る経費のうち工事費(資産の 購入を含む。)、附帯工事費及 び事務費(補助対象事業に直 接要する経費に限る。)	1/2
観光案内所	地方公共団体 (港務局 を含む。)、民間事業 者、航空旅客ターミナ ル施設を設置し、又は 管理する者及び協議 会等	・外国人観光テストートの ・外国人観光テストートの ・内ゴは記る。(ターストールの ・の記がたいでのでのですがである。 ・の記がたいでのでのですができるが、 ・のでのですができるが、 ・のでであるが、 ・のでであるが、 ・のででは、 ・のででは、 ・のででは、 ・のででは、 ・のででは、 ・のででは、 ・のででは、 ・のででは、 ・のででは、 ・のででは、 ・のにのをでいる。 ・のいるが、 ・のいのいのが、 ・のいののが、 ・のいのが、	1/2	観光案内所	地方公共団体 (港務局を含む。)、民間事業者、航空旅客ターミンは管理する者及び協議会等	・州国人観光 ・内閣記定をしている。 ・内閣記定をしている。 ・伊閣記定をしている。 ・伊閣記である。 ・一一では、 をしている。 ・一のでは、 をしている。 ・一のでは、 をしている。 ・一のでは、 をしている。 ・一のでは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 を	1/2

観点報流拠情交設	地方公共団体(港務局を含む。)、民間事業者、航空旅客を設置し、協議を設置し、協議管理する者及び協議会等	多ッ報内ジ成の費国(良イ上観要点拠験してのサ訳案言トA情(ペツ情(良イ上語 音のは、次の費国(良イ上観要点拠験してのサ訳案言トA情(ペツ情(良イ上語 音のは、次の費国(良イ上観要点拠験してのサ訳案言トA情(ペツ情(良イ上語 音のは、2枚、の形のる整に点光す関習設。(一ブ翻声 t 境信標、、交のる整に 1で良よン応コ備・備洋機 設観、会目に進ジ内多器チ無語・ホン光・設係の)が 2 がりか示イ送域め内築計及す報等情し)以にR、ッシイ、整関、ン内施築計及す報等情し)以にR、ッシイ、整関、ン内施築計及する・に報たの下お機多トスド無備わ掲ラ放設を・びる・に報たの下お機多トスド無備わ掲ラ放設を・びる・に報たの下お機多トスド無備わ掲ラ放設を・びる・に報たの下お機多・スド無備わ掲ラ放設を・びる・に報たの下お機多・スド無備と表流新設備整、等施るや機を表先デ案、機「衆言備、コ観備整、等をして、2000年では、2000年		観点報流拠情交設	を含む。)、民間事業 者、航空旅客ター、又は 簡単する者及び協議 会等	多ッ報内ジ送域め内築計及す観要点拠験してのサ訳案言トA情(ペ内施築計及するので、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個で	1/2
<u>外国人</u> 観光案 内所に	地方公共団体 (港務局 を含む。)、民間事業 者、航空旅客ターミナ	※書等の発生時における訪日 外国人旅行者の受入れに関し 一定の体制を整えている外国	$\frac{1/2}{}$	<u>外国人</u>   <u>観光案</u>   内所に	地方公共団体 (港務局 を含む。)、民間事業 者、航空旅客ターミナ	災害等の発生時における訪日 外国人旅行者の受入れに関し 一定の体制を整えている外国	1/2

非常用 電源装 置及び

(注)

- 1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
- 2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入れ控除の対 象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができ ない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税 相当額も 補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象 経費とした場合は、様式第12に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告 書等を添付して提出するものとする。

- 3. 本表において協議会等とは、空港法 (昭和31年法律第80号)第14条第1項 に規定する協議会に加えて、次の各号に掲げる者によって構成される協議会又は港 湾管理者が港湾施設の管理等を適正かつ確実に行うことができると認めた団体を いう。
  - 関係する地方公共団体(港務局を含む。)
  - 地方整備局(北海道開発局及び沖縄総合事務局を含む。)
  - 三 その他訪日外国人旅行者を含む利用者の移動を円滑に行うための二次交通の 実情、その利用促進の取組に精通する者等協議会が認める者
- 4. 観光案内所の項中「認定」とは、「外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針」 (平成30年4月)に基づく日本政府観光局の認定をいう。
- 5. 「公衆トイレ」とは広く無料で提供されているトイレをいう。
- 6. 国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、 又は交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象にはならない。

非常用 電源装 置及び 情報端 末への 電源供

ル施設を設置し、又は 管理する者及び協議

人観光案内所(日本政府観光 局がカテゴリーI以上の認定 をした又は認定する見込みが あるものに限る。)における 非常用電源装置及び情報端末 への電源供給機器の整備に要 する経費

(注)

給機器

- 1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
- 2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入れ控除の対 象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができ ない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税 相当額も 補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象 経費とした場合は、様式第12に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書 等を添付して提出するものとする。

- 3. 本表において協議会等とは、空港法 (昭和31年法律第80号) 第14条第1項 に規定する協議会に加えて、次の各号に掲げる者によって構成される協議会又は港 湾管理者が港湾施設の管理等を適正かつ確実に行うことができると認めた団体を いう。
  - 関係する地方公共団体(港務局を含む。)
  - 地方整備局(北海道開発局及び沖縄総合事務局を含む。)
  - 地力登偏向(北西川田内内区)ででは、 三 その他訪日外国人旅行者を含む利用者の移動を円滑に行うための二次交通の 実情、その利用促進の取組に精通する者等協議会が認める者
- 4. 観光案内所の項中「認定」とは、「外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針」 (平成30年4月)に基づく日本政府観光局の認定をいう。
- 5.「公衆トイレ」とは広く無料で提供されているトイレをいう。
- 6. 国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、 又は交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象にはならない。